

四半期報告書

(第141期第2四半期) 自 平成22年7月1日
至 平成22年9月30日

みずほ信託銀行株式会社

(E03628)

第141期第2四半期（自平成22年7月1日 至平成22年9月30日）

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

みずほ信託銀行株式会社

目 次

頁

第141期第2四半期 四半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	5
3 【関係会社の状況】	5
4 【従業員の状況】	5
第2 【事業の状況】	6
1 【生産、受注及び販売の状況】	6
2 【事業等のリスク】	6
3 【経営上の重要な契約等】	7
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	8
第3 【設備の状況】	31
第4 【提出会社の状況】	32
1 【株式等の状況】	32
2 【株価の推移】	46
3 【役員の状況】	46
第5 【経理の状況】	47
1 【中間連結財務諸表】	48
2 【その他】	115
3 【中間財務諸表】	117
4 【その他】	141
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	142

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月26日
【四半期会計期間】	第141期第2四半期(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
【会社名】	みずほ信託銀行株式会社
【英訳名】	Mizuho Trust & Banking Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 野 中 隆 史
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲一丁目2番1号
【電話番号】	03(3278)8111(大代表)
【事務連絡者氏名】	主計部長 植 松 昌 澄
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲一丁目2番1号
【電話番号】	03(3278)8111(大代表)
【事務連絡者氏名】	主計部長 植 松 昌 澄
【縦覧に供する場所】	みずほ信託銀行株式会社浦和支店 (さいたま市浦和区高砂二丁目6番18号) みずほ信託銀行株式会社横浜支店 (横浜市西区北幸一丁目6番1号) みずほ信託銀行株式会社千葉支店 (千葉市中央区新町1000番地) みずほ信託銀行株式会社名古屋支店 (名古屋市中区栄三丁目2番6号) みずほ信託銀行株式会社大阪支店 (大阪市北区曾根崎二丁目11番16号) みずほ信託銀行株式会社神戸支店 (神戸市中央区三宮町一丁目3番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成20年度 中間連結 会計期間	平成21年度 中間連結 会計期間	平成22年度 中間連結 会計期間	平成20年度	平成21年度
		(自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	(自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	(自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	(自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日)	(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)
連結経常収益	百万円	120,513	107,926	103,545	229,578	213,386
うち連結信託報酬	百万円	28,962	23,797	23,806	54,509	48,514
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	5,203	6,700	15,955	△11,952	20,996
連結中間純利益	百万円	4,589	5,039	12,119	—	—
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	—	—	—	△30,016	14,881
連結純資産額	百万円	339,285	302,527	322,411	253,531	313,273
連結総資産額	百万円	6,165,170	6,347,842	6,156,184	6,419,399	5,916,203
1株当たり純資産額	円	27.64	20.54	24.40	10.81	22.63
1株当たり 中間純利益金額	円	0.91	1.00	2.41	—	—
1株当たり当期純利益 金額(△は1株当たり 当期純損失金額)	円	—	—	—	△5.97	2.96
潜在株式調整後1株 当たり中間純利益金額	円	0.56	0.63	1.53	—	—
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	1.88
自己資本比率	%	5.46	4.74	5.20	3.92	5.26
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	12.92	13.60	16.88	13.32	15.73
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	74,030	△272,483	352,402	574,662	△505,899
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	16,199	229,822	△377,630	△379,839	436,628
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△86,746	△15,901	△8,003	△105,598	△17,202
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	70,685	99,458	36,467	156,028	69,977
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	4,771 [570]	4,839 [564]	4,848 [524]	4,554 [574]	4,765 [564]
信託財産額	百万円	55,731,677	51,166,367	51,235,874	58,190,932	52,293,417

- (注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 平成20年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、1株当たり当期純損失金額の場合に該当するため記載しておりません。
- 4 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 5 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当社は国際統一基準を採用しております。
- 6 平成20年度中間連結会計期間、平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
- 7 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は当社1社です。

(2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第139期中	第140期中	第141期中	第139期	第140期
決算年月		平成20年9月	平成21年9月	平成22年9月	平成21年3月	平成22年3月
経常収益	百万円	102,448	95,808	89,858	199,545	186,988
うち信託報酬	百万円	28,962	23,797	23,806	54,509	48,514
経常利益 (△は経常損失)	百万円	4,076	7,894	15,526	△8,629	23,139
中間純利益	百万円	3,686	6,300	12,297	—	—
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	—	—	—	△27,842	16,785
資本金	百万円	247,231	247,260	247,303	247,231	247,260
発行済株式総数 普通株式 優先株式	千株	5,024,755 955,717	5,025,370 955,717	5,026,216 955,717	5,024,755 955,717	5,025,370 955,717
純資産額	百万円	331,246	300,924	321,934	251,089	312,459
総資産額	百万円	6,047,157	6,260,993	6,075,364	6,288,459	5,841,921
預金残高	百万円	2,793,168	2,576,999	2,323,980	2,920,102	2,508,676
貸出金残高	百万円	3,444,486	3,616,756	3,338,203	3,439,591	3,457,921
有価証券残高	百万円	1,610,380	1,763,587	1,887,677	1,945,977	1,542,759
1株当たり配当額	円	普通株式 — 第一回第一 種優先株式 — 第二回第三 種優先株式 —				
自己資本比率	%	5.47	4.80	5.29	3.99	5.34
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	12.86	13.79	17.12	13.35	15.97
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	3,198 [485]	3,378 [475]	3,388 [436]	3,138 [486]	3,327 [471]
信託財産額	百万円	55,731,677	51,166,367	51,235,874	58,190,932	52,293,417
信託勘定貸出金残高	百万円	2,346,098	2,224,710	1,893,726	2,260,989	2,086,594
信託勘定有価証券残高	百万円	6,907,838	934,658	750,633	6,895,286	885,081

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

3 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当社は国際統一基準を採用しております。

4 平成20年9月、平成21年9月及び平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	4,848[524]
---------	------------

- (注) 1 従業員数は、連結会社各社において、それぞれ社外への出向者を除き、社外から受け入れた出向者を含んでおります。また、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員511人を含んでおりません。
- 2 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員(各月末人員の平均)を外書きで記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	3,388[436]
---------	------------

- (注) 1 従業員数は、社外への出向者を除き、社外から受け入れた出向者を含んでおります。また、執行役員19人、嘱託及び臨時従業員426人を含んでおりません。
- 2 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当第2四半期会計期間の平均人員(各月末人員の平均)を外書きで記載しております。
- 3 当社の従業員組合は、みずほフィナンシャルグループ従業員組合と称し、当社に在籍する組合員数(他社への出向者を含む。)は3,190人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2 【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更は以下の通りです。本項に含まれている将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在において判断したものであります。

なお、以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」の項目番号に対応したものです。

1 財務面に関するリスク

(3) 自己資本比率に係るリスク

① 各種リスクの顕在化や自己資本比率規制の変更による自己資本比率への悪影響

当社グループは、事業戦略と一体となったリスクアセット運用計画、資本の効率性ならびに本項に示した各種リスクの状況等を踏まえ、適正かつ十分な水準の自己資本比率を維持することに努めておりますが、本項に示した各種リスクの顕在化や自己資本比率算出における計測手法の変更等により自己資本比率が低下する可能性があります。なお、自己資本比率規制において、基本的項目に算入可能な繰延税金資産の純額の割合の上限は20%とされております。かかる規制等により、当社の自己資本の額が減少し、自己資本比率が低下する可能性があります。また、日本の銀行の自己資本比率規制はバーゼル銀行監督委員会が設定した枠組みに基づいておりますが、当該枠組みの内容が変更された場合、もしくは金融庁による日本の銀行への規制内容が変更された場合に、その結果として自己資本比率が要求される水準を充足できなくなる可能性があります。例えば、平成21年12月以降、バーゼル銀行監督委員会やその上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ等が、銀行セクターの強靱性の強化に関する一連の発表を行っております。

仮に当社の自己資本比率が一定基準を下回った場合には、自己資本比率の水準に応じて、金融庁から、資本の増強を含む改善計画の提出、さらには総資産の圧縮又は増加の抑制、一部の業務の縮小等の是正措置を求められる可能性があります。加えて、当社グループの海外銀行子会社は、米国その他の事業を行う諸外国において、自己資本比率規制を受けており、当該規制に抵触した場合には、当社グループの業務運営に悪影響を及ぼす可能性があります。

4 金融諸環境等に関するリスク

② 法令諸規制の改正等による悪影響

当社グループは、国内において事業活動を行う上で、会社法、独占禁止法や会計基準等、会社経営に係る一般的な法令諸規制や、自己資本比率規制を含む銀行法、信託法、信託業法、金融商品取引法等の金融関連法令諸規制の適用を受けております。また、海外での事業活動については、それぞれの国や地域の法令諸規制の適用もを受けております。例えば、平成21年12月以降、バーゼル銀行監督委員会やその上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ等が、銀行セクターの強靱性の強化に関する一連の発表を行っているように、これらの法令諸規制は将来において新設・変更・廃止される可能性があり、その内容によっては、対象となる商品・サービスの提供が制限される等、当社グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

平成22年度中間連結会計期間及び第2四半期連結会計期間における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況は以下のとおりと分析しております。

当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間においては、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作成しております。

経営成績等の分析に用いた第2四半期連結会計期間の計数は、中間連結財務諸表より第1四半期の四半期連結財務諸表を差し引いた値等に基づいております。

なお、本項における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において判断したものであり、今後様々な要因によって大きく異なる結果となる可能性があります。

1 総論

平成22年度は「“アセット&ウェルス” マネジメントにおけるトップブランド」を目指す中期的な経営戦略の最終年度として、信託総合営業・グループ協働のさらなる進展により、収益力向上を図っております。

その下での平成22年度の基本戦略として、

- ①グループ全体のお客さまへの信託商品・信託サービス提供の一段の加速による、トップライン収益の引き上げと顧客基盤の飛躍的拡充
- ②「選択と集中」を図り、信託の強みを発揮できる独自領域への経営資源の集中による専門性と収益性の向上
- ③内部管理および金融円滑化への取り組み強化

に注力しております。

当中間連結会計期間におけるわが国の経済は、全体として緩やかな回復を続けましたが、アジア向けを中心に輸出の増勢が弱まったことなどから、生産活動に減速感がみられるようになりました。

また、企業業績の改善基調は続いておりますが、円高や海外経済の減速など、先行きに対する懸念も強まってきました。

このような経済環境の中、当中間連結会計期間において、連結経常収益は前年同期比43億円減少して1,035億円となりました。連結経常利益は前年同期比92億円増加して159億円となりました。

(1) 収益状況

① 概要

市場部門の収益が好調に推移したこと等により、当中間連結会計期間の連結粗利益は前年同期比26億円増加して757億円となりました。加えて、営業経費及び与信関係費用の減少等により、連結経常利益は前年同期比92億円増加して159億円、連結中間純利益は前年同期比70億円増加して121億円となりました。

第2四半期連結会計期間においては、48億円の連結四半期純利益となりました。

② 連結粗利益

不動産、ストラクチャードプロダクツ等の業務が前年同期を上回る実績を上げたこと等に加え、金利変動を的確に捉えた運営の奏功により、債券関係損益等の市場性収益が好調に推移したこと等の結果、連結粗利益は前年同期比26億円増加して757億円となりました。

第2四半期連結会計期間においては、前年第2四半期比9億円減少して393億円となりました。

③ 与信関係費用

与信関係費用は、貸倒引当金繰入額及び貸出金償却が減少したこと等により、前年同期比65億円減少して15億円となりました。

第2四半期連結会計期間においては、前年第2四半期比42億円減少して7億円となりました。

④ 連結中間(四半期)純利益

上記の損益状況に加え、法人税等調整額等の所要額を加減した結果、連結中間純利益は、前年同期比70億円増加し、121億円となりました。当第2四半期連結会計期間においては、前年第2四半期比43億円減少して48億円となりました。

(2) 財務の健全性

① 不良債権

金融再生法開示債権の残高(銀行・信託勘定合算)は、前連結会計年度末より86億円増加して869億円となりました。不良債権比率は2.18%から0.32ポイント上昇し2.50%となりました。

不良債権残高・比率共に若干悪化しておりますが、単体ベースの担保・引当金等による保全率(銀行・信託勘定合算)は、86.8%と高水準を確保しております。

② 繰延税金資産

当中間連結会計期間末の繰延税金資産の純額は、前連結会計年度末より84億円減少し190億円となりました。そのTier 1に対する比率は、6.54%となりました。

③ 連結自己資本比率(国際統一基準)

平成22年9月末の連結自己資本比率は、平成22年3月末比1.15ポイント上昇して16.88%となりました。

2 経営成績の分析

(1) 損益の状況

当中間連結会計期間及び当第2四半期連結会計期間における損益状況は以下のとおりです。

当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間において、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作成しております。

(表1) 中間連結会計期間に係る損益の分析

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日) (億円)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日) (億円)	比較 (億円)
連結粗利益 ①	731	757	26
資金利益	232	202	△29
信託報酬	237	238	0
うち信託勘定与信関係費用	—	—	—
役務取引等利益	210	225	14
特定取引利益	19	14	△4
その他業務利益	30	76	46
営業経費 ②	△584	△561	23
不良債権処理額 ③	△80	△15	65
株式関係損益 ④	1	△9	△10
持分法による投資損益 ⑤	△5	△0	5
その他 ⑥	6	△12	△18
経常利益 (①+②+③+④+⑤+⑥) ⑦	67	159	92
特別損益 ⑧	1	4	2
税金等調整前中間純利益 (⑦+⑧) ⑨	68	163	95
税金関係費用 ⑩	△18	△41	△22
少数株主損益調整前中間純利益 (⑨+⑩) ⑪	49	122	72
少数株主損益 ⑫	0	△1	△1
中間純利益 (⑪+⑫) ⑬	50	121	70
与信関係費用 (含む信託勘定与信関係費用) ⑭	△80	△15	65

(注) 費用項目は△表記しております。

(参考) 連結業務純益	172	220	48
-------------	-----	-----	----

(注) 1 連結業務純益＝連結粗利益－経費(除く臨時処理分)＋持分法による投資損益等調整

(注) 2 連結業務純益は、信託勘定償却前及び一般貸倒引当金繰入前の計数であります。

① 連結粗利益

連結粗利益は、前年同期比26億円増加し、757億円となりました。項目ごとの収支は以下の通りです。

資金利益

資金利益は、企業の資金需要低迷や金利水準の低下に伴い、前年同期比29億円減少し202億円となりました。

信託報酬

信託報酬は、前年同期ほぼ横ばいで238億円となりました。

役務取引等利益

役務取引等利益は、大型案件の受託に伴い株式戦略（証券代行）業務に係る手数料が増加すると共に、資産運用商品の販売増加及び不動産手数料の増加等により、前年同期比14億円増加し225億円となりました。

その他業務利益

その他業務利益は、債券関係損益の増加により、前年同期比46億円増加し76億円となりました。

② 営業経費

営業経費は、経費の削減に努めたことにより、前年同期比23億円減少し561億円となりました。

③ 不良債権処理額(⑭与信関係費用)

与信関係費用（含む不良債権処理額）は、15億円となりました。主な内訳は、貸出金償却14億円及び貸倒引当金繰入額1億円であります。

④ 株式関係損益

株式関係損益は、株式等償却の増加により、前年同期比10億円減少し9億円の損失となりました。

⑤ 持分法による投資損益

持分法による投資損益は、5億円改善し、0億円の損失となりました。

⑥ その他

その他は、前年同期比18億円減少し、12億円の損失となりました。

⑦ 経常利益

以上の結果、経常利益は前年同期比92億円増加し、159億円となりました。

⑧ 特別損益

特別損益は、前年同期比2億円増加し4億円となりました。

⑨ 税金等調整前中間純利益

以上の結果、税金等調整前中間純利益は前年同期比95億円増加し、163億円となりました。

⑩ 税金関係費用

税金関係費用は、税効果会計による法人税等調整額等により41億円の費用となりました。

⑪ 少数株主損益調整前中間純利益

以上の結果、少数株主損益調整前中間純利益は前年同期比72億円増加し、122億円となりました。

⑫ 少数株主損益

少数株主損益は、1億円の利益（中間純利益の減算）となりました。

⑬ 中間純利益

以上の結果、中間純利益は前年同期比70億円増加し121億円となりました。

(表2)第2四半期連結会計期間に係る損益

第2四半期連結会計期間に係る損益に用いた第2四半期連結会計期間の計数は、中間連結損益計算書より第1四半期の四半期連結損益計算書を差し引いた値等に基づいております。

	前第2四半期 連結会計期間 (自平成21年 7月1日 至平成21年 9月30日) (億円)	当第2四半期 連結会計期間 (自平成22年 7月1日 至平成22年 9月30日) (億円)	比較 (億円)
連結粗利益 ①	402	393	△9
資金利益	127	90	△37
信託報酬	135	133	△1
うち信託勘定与信関係費用	—	—	—
役務取引等利益	113	119	5
特定取引利益	12	4	△7
その他業務利益	12	45	32
営業経費 ②	△291	△274	17
不良債権処理額 ③	△50	△7	42
株式関係損益 ④	1	△35	△36
持分法による投資損益 ⑤	△2	0	2
その他 ⑥	59	△2	△62
経常利益 (①+②+③+④+⑤+⑥) ⑦	119	74	△45
特別損益 ⑧	△2	1	3
税金等調整前四半期純利益 (⑦+⑧) ⑨	117	75	△41
税金関係費用 ⑩	△25	△25	0
少数株主損益調整前四半期純利益 (⑨+⑩) ⑪	91	50	△41
少数株主損益 ⑫	△0	△2	△1
四半期純利益 (⑪+⑫) ⑬	91	48	△43
与信関係費用 (含む信託勘定与信関係費用) ⑭	△49	△7	42

(注) 費用項目は△表記しております。

(参考) 連結業務純益	124	135	11
-------------	-----	-----	----

(注) 1 連結業務純益＝連結粗利益－経費（除く臨時処理分）＋持分法による投資損益等調整

(注) 2 連結業務純益は、信託勘定償却前及び一般貸倒引当金繰入前の計数であります。

当第2四半期連結会計期間の四半期純利益は、当中間連結会計期間に係る損益の分析の記載と概ね同様の要因により、48億円の利益となりました。前第2四半期連結期間より43億円減少しております。

(2) セグメント情報

第1四半期連結会計期間から、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」を適用しております。

上記基準及び適用指針の適用に伴い、従来の経常利益に代えて、業務粗利益及び業務純益を開示しております。

なお、詳細につきましては、「第5 経理の状況」、「1 中間連結財務諸表」の「セグメント情報等」に記載しております。

① 中間及び第2四半期連結会計期間のセグメント情報の概要
(表3)

	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)				当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)			
	業務粗利益		業務純益		業務粗利益		業務純益	
	金額(億円)	構成比(%)	金額(億円)	構成比(%)	金額(億円)	構成比(%)	金額(億円)	構成比(%)
個人部門	112	14.8	—	—	59	15.1	—	—
法人部門	410	54.2	—	—	218	55.6	—	—
市場部門・その他	142	18.8	—	—	65	16.7	—	—
報告セグメント(当社)計	665	87.8	220	99.9	343	87.4	128	95.0
その他	92	12.2	0	0.1	49	12.6	6	5.0
合計	757	100.0	220	100.0	393	100.0	135	100.0

(注) 1 業務粗利益は、信託勘定償却前の計数であり、業務純益は、信託勘定償却前及び一般貸倒引当金繰入前の計数であります。

2 各報告セグメント(個人部門、法人部門及び市場部門・その他)に係る業務純益は算出しておりません。

② 事業の種類別セグメント情報(経常利益の内訳)
(表4)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)		前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	
	金額(億円)	構成比(%)	金額(億円)	構成比(%)
信託銀行業	75	112.7	121	101.6
金融関連業・その他	△3	△5.9	1	1.3
計	71	106.8	122	102.9
消去または全社	△4	△6.8	△3	△2.9
経常利益	67	100.0	119	100.0

③ 所在地別セグメント情報(経常利益の内訳)
(表5)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)		前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	
	金額(億円)	構成比(%)	金額(億円)	構成比(%)
日本	70	104.6	121	101.9
その他の地域(米州・欧州)	△3	△4.6	△2	△1.9
計	67	100.0	119	100.0
消去または全社	—	—	—	—
経常利益	67	100.0	119	100.0

3 財政状態の分析

前連結会計年度末及び当中間連結会計期間末における財政状態のうち、主なものは以下のとおりです。

(表 6)

	前連結会計年度末 (平成22年 3月31日) (億円)	当中間連結会計期間末 (平成22年 9月30日) (億円)	比較 (億円)
資産の部	59,162	61,561	2,399
うち有価証券	15,305	18,754	3,449
うち貸出金	34,456	33,295	△1,161
負債の部	56,029	58,337	2,308
うち預金	25,764	24,020	△1,743
うち譲渡性預金	8,119	7,502	△616
純資産の部	3,132	3,224	91
株主資本合計	2,881	3,003	122
評価・換算差額等合計	234	201	△32
新株予約権	2	3	0
少数株主持分	13	15	1

(1) 資産の部

① 有価証券

(表 7)

	前連結会計年度末 (平成22年 3月31日) (億円)	当中間連結会計期間末 (平成22年 9月30日) (億円)	比較 (億円)
有価証券	15,305	18,754	3,449
国債	8,613	11,362	2,749
地方債	67	34	△32
社債	473	376	△96
株式	2,315	2,028	△286
その他の証券	3,835	4,951	1,116

有価証券は、国債及びその他の証券に含まれる外国証券を中心に増加したこと等により、前連結会計年度末に比べ3,449億円増加し、1兆8,754億円となりました。

② 貸出金

(表 8)

	前連結会計年度末 (平成22年 3月31日) (億円)	当中間連結会計期間末 (平成22年 9月30日) (億円)	比較 (億円)
貸出金	34,456	33,295	△1,161

貸出金は3兆3,295億円と、前連結会計年度末に比べ1,161億円減少しております。

(2) 負債の部

預金

(表 9)

	前連結会計年度末 (平成22年 3月31日) (億円)	当中間連結会計期間末 (平成22年 9月30日) (億円)	比較 (億円)
預金	25,764	24,020	△1,743
譲渡性預金	8,119	7,502	△616

預金は、主として定期預金の減少により、前連結会計年度末に比べ1,743億円減少し2兆4,020億円となりました。また、譲渡性預金は、前連結会計年度末に比べ616億円減少し7,502億円となりました。

(3) 純資産の部

(表10)

	前連結会計年度末 (平成22年 3月31日) (億円)	当中間連結会計期間末 (平成22年 9月30日) (億円)	比較 (億円)
純資産合計	3,132	3,224	91
株主資本合計	2,881	3,003	122
資本金	2,472	2,473	0
資本剰余金	154	154	0
利益剰余金	255	377	121
自己株式	△1	△1	△0
評価・換算差額等合計	234	201	△32
その他有価証券評価差額金	313	266	△47
繰延ヘッジ損益	△57	△40	17
為替換算調整勘定	△21	△23	△2
新株予約権	2	3	0
少数株主持分	13	15	1

当中間連結会計期間末の純資産合計は3,224億円となりました。

資本金及び資本剰余金は、新株予約権が行使されたことに伴い僅かながら増加しました。利益剰余金は、中間純利益121億円等により増加し377億円となりました。

その他有価証券評価差額金は、前連結会計年度末に比べ47億円減少し266億円となりました。

4 不良債権に関する分析

残高に関する分析（連結ベース）

(表11) 金融再生法開示債権額(銀行勘定及び元本補てん契約のある信託勘定合算)

	前連結会計年度末 (平成22年3月31日) (億円)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日) (億円)	比較 (億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	396	349	△46
危険債権	237	343	105
要管理債権	149	176	27
小計(要管理債権以下) (A)	783	869	86
正常債権	35,092	33,816	△1,275
合計 (B)	35,876	34,686	△1,189
(A)/(B)%	2.18	2.50	0.32

金融再生法開示債権は、前連結会計年度末と比べ86億円増加し、869億円となりました。債権区分別では、危険債権及び要管理債権がそれぞれ105億円、27億円増加した一方、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は46億円減少しております。

不良債権比率は0.32ポイント上昇し、2.50%となりました。

(参考) 保全に関する分析（単体ベース）

金融再生法開示債権(銀行勘定及び元本補てん契約のある信託勘定合算、要管理債権以下)の保全状況は以下のとおりであります。

(表12)

		前事業年度末 (平成22年3月31日) (億円)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日) (億円)	比較 (億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (A)		388	343	△45
うち担保・保証等 (B)		266	222	△44
うち引当金 (C)		122	121	△1
保全率(%) ((B)+(C))/(A)		100.0	100.0	—
危険債権 (A)		236	342	105
うち担保・保証等 (B)		168	280	112
うち引当金 (C)		40	36	△4
保全率(%) ((B)+(C))/(A)		88.6	92.8	4.2
要管理債権 (A)		141	164	22
うち担保・保証等 (B)		49	49	0
うち引当金 (C)		22	26	3
保全率(%) ((B)+(C))/(A)		51.3	46.5	△4.7

破産更生債権及びこれらに準ずる債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収見込額を控除した残額全額を「個別貸倒引当金」として計上、ないしは直接償却を実施しております。その結果、保全率は100%となっております。

危険債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証等による回収見込額を控除した残額のうち、債務者の支払い能力を総合的に判断して算定した金額を「個別貸倒引当金」等として計上しております。その結果、保全率は92.8%となっております。

要管理債権については、債権額に、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率を乗じた金額を「一般貸倒引当金」として計上しております。なお、与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受け取りに係るキャッシュフローを合理的に見積もることができる債権については、キャッシュフロー見積り法(DCF法)を適用しております。以上の結果、保全率は46.5%となっております。

5 連結自己資本比率(国際統一基準)に関する分析

(表13)

	前連結会計年度末 (平成22年3月31日) (億円)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日) (億円)	比較 (億円)
基本的項目(Tier 1) ①	2,809	2,910	100
資本金	2,472	2,473	0
資本剰余金	154	154	0
利益剰余金	255	377	121
自己株式	△1	△1	△0
為替換算調整勘定	△21	△23	△2
新株予約権	2	3	0
連結子法人等の少数株主持分	12	13	1
その他	△66	△86	△20
補完的項目(Tier 2)	1,637	1,552	△85
(うち自己資本への算入額) ②	(1,637)	(1,552)	(△85)
其他有価証券の含み益の45%相当額	164	159	△5
一般貸倒引当金	6	6	△0
負債性資本調達手段等	1,467	1,387	△80
控除項目 ③	57	80	22
自己資本額(①+②-③) ④	4,389	4,382	△7
リスク・アセット等 ⑤	27,899	25,949	△1,949
連結自己資本比率(国際統一基準) (④/⑤) (%)	15.73	16.88	1.15
Tier 1比率 (①/⑤) (%)	10.07	11.21	1.14

自己資本額は、前連結会計年度末に比べ7億円減少し、4,382億円となりました。これは、中間純利益121億円を計上した一方、負債性資本調達手段等の減少及び控除項目の増加等によるものです。

リスク・アセット等は、前連結会計年度末に比べ1,949億円減少し、2兆5,949億円となりました。

この結果、連結自己資本比率(国際統一基準)は前連結会計年度から1.15ポイント上昇し16.88%となり、Tier 1比率は1.14ポイント上昇し11.21%となりました。

6 キャッシュ・フローの状況

(表14) 中間連結会計期間

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日) (億円)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日) (億円)	比較 (億円)
営業活動によるキャッシュ・フロー ①	△2,724	3,524	6,248
投資活動によるキャッシュ・フロー ②	2,298	△3,776	△6,074
財務活動によるキャッシュ・フロー ③	△159	△80	78
現金及び現金同等物に係る換算差額 ④	19	△2	△22
現金及び現金同等物の増減額 (①+②+③+④) ⑤	△565	△335	230
現金及び現金同等物の期首残高 ⑥	1,560	699	△860
現金及び現金同等物の中間期末残高 (⑤+⑥) ⑦	994	364	△629

当中間連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、前年同期比6,248億円増加し3,524億円のプラスとなりました。キャッシュ・フローの主な構成要因は、借入金、債券貸借取引受入担保金の増加及び貸出金、預金の減少等であります。

当中間連結会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、前年同期比6,074億円減少し3,776億円のマイナスとなりました。キャッシュ・フローの主な構成要因は、有価証券の取得、売却及び償還による収支等であります。

当中間連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同期比78億円増加し80億円のマイナスとなりました。キャッシュ・フローの構成要因は、主として劣後特約付社債の償還による支出であります。

以上の結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、前年同期末比629億円減少して364億円となりました。

(表15) 第2四半期連結会計期間

	前第2四半期 連結会計期間 (自 平成21年 7月1日 至 平成21年 9月30日) (億円)	当第2四半期 連結会計期間 (自 平成22年 7月1日 至 平成22年 9月30日) (億円)	比較 (億円)
営業活動によるキャッシュ・フロー ①	△1,048	1,020	2,069
投資活動によるキャッシュ・フロー ②	1,428	△1,632	△3,060
財務活動によるキャッシュ・フロー ③	59	△60	△120
現金及び現金同等物に係る換算差額 ④	△8	△3	5
現金及び現金同等物の増減額 (①+②+③+④) ⑤	430	△674	△1,105
現金及び現金同等物の第1四半期末残高 ⑥	563	1,039	475
現金及び現金同等物の第2四半期末残高 (⑤+⑥) ⑦	994	364	△629

当第2四半期連結会計期間の営業活動、投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローは、当中間連結会計期間と概ね同様の構成により、それぞれ1,020億円のプラス、1,632億円のマイナス及び60億円のマイナスとなりました。

現金及び現金同等物は、当第2四半期連結会計期間末において、第1四半期連結会計期間末より674億円減少し、364億円となりました。

7 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、当社1社です。

① 信託財産の運用／受入状況(信託財産残高表)

資産						
科目	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	2,224,710	4.35	1,893,726	3.70	2,086,594	3.99
有価証券	934,658	1.83	750,633	1.46	885,081	1.69
信託受益権	33,870,305	66.20	35,408,079	69.11	34,118,649	65.24
受託有価証券	766,991	1.50	709,496	1.38	785,056	1.50
金銭債権	6,117,045	11.95	5,767,635	11.26	6,143,010	11.75
有形固定資産	5,492,766	10.73	4,978,664	9.72	5,335,718	10.20
無形固定資産	146,053	0.29	87,622	0.17	146,085	0.28
その他債権	86,358	0.17	91,570	0.18	1,237,945	2.37
銀行勘定貸	887,708	1.73	894,625	1.74	862,362	1.65
現金預け金	639,767	1.25	653,820	1.28	692,912	1.33
合計	51,166,367	100.00	51,235,874	100.00	52,293,417	100.00

負債						
科目	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	11,880,482	23.22	12,928,551	25.23	13,313,820	25.46
年金信託	3,620,255	7.07	4,267,272	8.33	4,093,418	7.83
財産形成給付信託	3,973	0.01	4,273	0.01	4,322	0.01
貸付信託	37,747	0.07	15,231	0.03	26,661	0.05
投資信託	12,679,143	24.78	12,094,137	23.60	11,955,684	22.86
金銭信託以外の金銭の信託	2,316,330	4.53	2,036,947	3.98	2,176,530	4.16
有価証券の信託	4,825,972	9.43	5,053,377	9.86	4,972,436	9.51
金銭債権の信託	5,810,446	11.36	5,392,698	10.53	5,817,209	11.12
動産の信託	19	0.00	—	—	—	—
土地及びその定着物の信託	225,667	0.44	212,452	0.41	220,696	0.42
包括信託	9,762,508	19.08	9,226,822	18.01	9,708,666	18.57
その他の信託	3,821	0.01	4,109	0.01	3,973	0.01
合計	51,166,367	100.00	51,235,874	100.00	52,293,417	100.00

(注) 1 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2 共同信託他社管理財産 前中間連結会計期間末2,002,044百万円、当中間連結会計期間末1,690,967百万円、前連結会計年度末1,888,670百万円。なお、共同信託他社管理財産には、職務分担型共同受託方式による信託財産の該当はありません。

② 貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

業種別	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
製造業	2,352	0.10	26	0.00
情報通信業	1,123,565	50.50	912,503	48.19
運輸業、郵便業	491	0.02	—	—
卸売業、小売業	162	0.01	—	—
金融業、保険業	339,634	15.27	243,318	12.85
不動産業、物品賃貸業	67,540	3.04	67,332	3.56
各種サービス業	32,985	1.48	31,332	1.65
地方公共団体	14,595	0.66	13,479	0.71
その他	643,386	28.92	625,733	33.04
合計	2,224,710	100.00	1,893,726	100.00

③ 元本補てん契約のある信託の運用/受入状況

科目	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)			当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)			前連結会計年度末 (平成22年3月31日)		
	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)
貸出金	31,051	—	31,051	27,701	—	27,701	29,138	—	29,138
有価証券	45,982	—	45,982	7	—	7	36,350	—	36,350
その他	844,949	37,747	882,696	860,529	15,231	875,760	840,278	26,661	866,939
資産計	921,983	37,747	959,731	888,237	15,231	903,468	905,767	26,661	932,428
元本	921,497	37,199	958,696	887,832	14,967	902,800	905,321	26,251	931,573
債権償却準備金	94	—	94	84	—	84	88	—	88
特別留保金	—	241	241	—	127	127	—	180	180
その他	391	306	697	320	136	456	357	228	585
負債計	921,983	37,747	959,731	888,237	15,231	903,468	905,767	26,661	932,428

(注) 1 信託財産の運用のため再信託された信託を含みます。

2 リスク管理債権の状況

前中間連結会計期間末 貸出金31,051百万円のうち、延滞債権額は3,122百万円であります。
 当中間連結会計期間末 貸出金27,701百万円のうち、延滞債権額は3,104百万円であります。
 前連結会計年度末 貸出金29,138百万円のうち、延滞債権額は3,113百万円であります。

(参考) 貸付信託勘定の有価証券の時価等

前中間連結会計期間末(平成21年9月30日)

該当ありません。

当中間連結会計期間末(平成22年9月30日)

該当ありません。

前連結会計年度末(平成22年3月31日)

該当ありません。

(参考) 資産の査定(信託勘定)

資産の査定は、貸出金等の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成21年9月30日	平成22年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	31	31
要管理債権	—	—
正常債権	279	245

(単体情報)

(参考) 当社の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
業務粗利益	63,778	66,538	2,760
うち信託報酬	23,797	23,806	8
うち信託勘定与信関係費用(△)	—	—	—
経費(除く臨時処理分)(△)	45,880	44,465	△1,415
人件費(△)	17,616	16,978	△638
物件費(△)	26,885	26,206	△678
税金(△)	1,378	1,280	△98
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	17,897	22,073	4,175
一般貸倒引当金繰入額(△)	1,213	△504	△1,718
業務純益	16,684	22,578	5,893
信託勘定償却前業務純益	16,684	22,578	5,893
信託勘定償却前業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	17,897	22,073	4,175
うち債券関係損益	2,765	7,581	4,815
臨時損益	△8,790	△7,051	1,738
株式関係損益	122	△904	△1,026
不良債権処理額(△)	6,499	1,916	△4,582
貸出金償却(△)	2,240	1,408	△831
個別貸倒引当金繰入額(△)	4,258	508	△3,750
特定海外債権引当勘定繰入額(△)	△0	△0	0
その他臨時損益	△2,413	△4,230	△1,816
経常利益	7,894	15,526	7,632
特別損益	60	449	389
うち固定資産処分損益	△112	△43	69
うち減損損失	△556	△2	553
うち償却債権取立益	704	560	△143
うち偶発損失引当金戻入益	25	35	9
税引前中間純利益	7,954	15,976	8,021
法人税、住民税及び事業税(△)	6	4	△2
法人税等調整額(△)	1,647	3,675	2,028
法人税等合計(△)	1,653	3,679	2,025
中間純利益	6,300	12,297	5,996

(注) 1 業務粗利益＝信託報酬＋(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役員取引等収支＋特定取引収支＋その他業務収支

2 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額

3 信託勘定償却前業務純益＝業務純益＋信託勘定与信関係費用

4 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されるため、業務費用から控除しているものであります。

5 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

6 債券関係損益＝国債等債券売却益－国債等債券売却損－国債等債券償却－投資損失引当金繰入額(債券対応分)±金融派生商品損益(債券関連)

7 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却－投資損失引当金繰入額(株式対応分)±金融派生商品損益(株式関連)

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.22	1.09	△0.12
貸出金利回	1.56	1.41	△0.15
有価証券利回	0.65	0.47	△0.17
(2) 資金調達利回 ②	0.51	0.40	△0.10
預金等利回	0.45	0.29	△0.16
(3) 資金粗利鞘 ①-②	0.71	0.69	△0.01

(注) 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
信託勘定償却前業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	45.81	36.99	△8.81
業務純益ベース	42.70	37.84	△4.86
中間純利益ベース	16.12	20.61	4.48

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 信託勘定

① 元本補てん契約のある信託の元本・貸出金の残高

			前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
元本	金銭信託	末残	921,497	887,832	△33,664
		平残	875,614	887,044	11,430
	貸付信託	末残	37,199	14,967	△22,231
		平残	43,400	20,679	△22,720
	合計	末残	958,696	902,800	△55,896
		平残	919,014	907,724	△11,290
貸出金	金銭信託	末残	31,051	27,701	△3,350
		平残	32,634	28,632	△4,002
	貸付信託	末残	—	—	—
		平残	—	—	—
	合計	末残	31,051	27,701	△3,350
		平残	32,634	28,632	△4,002

② 元本補てん契約のある信託の個人・法人別元本残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	502, 117	459, 106	△43, 011
法人	456, 578	443, 694	△12, 884
合計	958, 696	902, 800	△55, 896

③ 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	9, 196	8, 680	△515
住宅ローン残高	9, 190	8, 675	△515
その他ローン残高	5	5	△0

(注) 上記の消費者ローン残高を含めた個人向け貸出金残高は以下のとおりであります。
前中間会計期間：643, 380百万円 当中間会計期間：625, 733百万円

④ 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)	
中小企業等貸出金残高	①	百万円	738, 677	718, 988	△19, 688
総貸出金残高	②	百万円	2, 224, 710	1, 893, 726	△330, 984
中小企業等貸出金比率	①/②	%	33. 20	37. 96	4. 76
中小企業等貸出先件数	③	件	1, 244	1, 137	△107
総貸出先件数	④	件	1, 289	1, 170	△119
中小企業等貸出先件数比率	③/④	%	96. 50	97. 17	0. 67

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

(2) 銀行勘定

① 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	2, 576, 999	2, 323, 980	△253, 019
預金(平残)	2, 758, 185	2, 367, 426	△390, 759
貸出金(末残)	3, 616, 756	3, 338, 203	△278, 552
貸出金(平残)	3, 562, 198	3, 413, 849	△148, 348

② 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
個人	1,793,941	1,652,327	△141,613
法人	774,036	664,947	△109,089
合計	2,567,978	2,317,274	△250,703

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

③ 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
消費者ローン残高	280,536	259,179	△21,356
住宅ローン残高	239,785	223,768	△16,016
その他ローン残高	40,750	35,410	△5,340

(注) 上記の消費者ローン残高を含めた個人向け貸出金残高は以下のとおりであります。

前中間会計期間：632,528百万円 当中間会計期間：612,320百万円

④ 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B)－(A)	
中小企業等貸出金残高	①	百万円	1,443,896	1,385,319	△58,577
総貸出金残高	②	百万円	3,604,906	3,331,409	△273,497
中小企業等貸出金比率	①/②	%	40.05	41.58	1.52
中小企業等貸出先件数	③	件	46,902	42,581	△4,321
総貸出先件数	④	件	47,548	43,184	△4,364
中小企業等貸出先件数比率	③/④	%	98.64	98.60	△0.03

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	—	—	—	—
保証	95	36,848	120	40,829
計	95	36,848	120	40,829

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当社は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては先進的内部格付手法、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては先進的計測手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成21年9月30日	平成22年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	247,260	247,303
	うち非累積的永久優先株	98,929	98,929
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	15,402	15,445
	利益剰余金	15,752	37,713
	自己株式(△)	136	138
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	△1,776	△2,382
	新株予約権	290	385
	連結子法人等の少数株主持分	1,081	1,399
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	2,866	2,405
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	6,817	6,272
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	268,191	291,049
	繰延税金資産の控除金額(△)(注1)	—	—
計 (A)	268,191	291,049	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注2)	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額 から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	15,075	15,906
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	611	619
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	148,000	138,700
	うち永久劣後債務(注3)	21,800	21,800
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	126,200	116,900
	計	163,686	155,225
うち自己資本への算入額 (B)	163,686	155,225	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目(注5) (D)	8,538	8,027
自己資本額	(A)+(B)+(C)-(D) (E)	423,339	438,247

項目		平成21年9月30日	平成22年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	2,571,167	2,145,026
	オフ・バランス取引等項目	158,175	137,413
	信用リスク・アセットの額 (F)	2,729,343	2,282,440
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%) (G)	9,109	5,765
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	728	461
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((J)/8%) (I)	372,498	306,755
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	29,799	24,540
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額 (K)	—	—
	信用リスク・アセット調整額 (L)	—	—
	オペレーショナル・リスク相当額調整額 (M)	—	—
計((F)+(G)+(I)+(K)+(L)+(M)) (N)	3,110,951	2,594,961	
連結自己資本比率(国際統一基準)=(E)/(N)×100(%)		13.60	16.88
(参考) Tier 1 比率=(A)/(N)×100(%)		8.62	11.21

(注) 1 「繰延税金資産の純額に相当する額」は平成21年9月30日現在35,291百万円、平成22年9月30日現在19,054百万円であり、「繰延税金資産の算入上限額」は平成21年9月30日現在53,638百万円、平成22年9月30日現在58,209百万円であります。

2 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

3 告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

4 告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。

5 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成21年9月30日	平成22年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	247,260	247,303
	うち非累積的永久優先株	98,929	98,929
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	15,395	15,439
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	8,061	8,061
	その他利益剰余金	5,665	28,447
	その他	—	—
	自己株式(△)	136	138
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	290	385
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	2,866	2,405
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	7,324	7,046
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	266,346	290,047
	繰延税金資産の控除金額(△)(注1)	—	—
計 (A)	266,346	290,047	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注2)	—	—	
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額 から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	14,871	15,714
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	240	265
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	148,000	138,700
	うち永久劣後債務(注3)	21,800	21,800
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	126,200	116,900
	計	163,111	154,680
うち自己資本への算入額 (B)	163,111	154,680	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
うち自己資本への算入額 (C)	—	—	
控除項目 (D)	控除項目(注5)	8,065	7,794
自己資本額 (E)	(A)+(B)+(C)-(D)	421,392	436,933
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	2,561,275	2,144,281
	オフ・バランス取引等項目	157,286	133,876
	信用リスク・アセットの額 (F)	2,718,561	2,278,158
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%) (G)	8,806	5,589
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	704	447
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((J)/8%) (I)	328,145	267,382
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	26,251	21,390
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて 得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5 を乗じて得た額 (K)	—	—
	信用リスク・アセット調整額 (L)	—	—
	オペレーショナル・リスク相当額調整額 (M)	—	—
計((F)+(G)+(I)+(K)+(L)+(M)) (N)	3,055,513	2,551,130	
単体自己資本比率(国際統一基準)=(E)/(N)×100(%)	13.79	17.12	
(参考) Tier 1 比率=(A)/(N)×100(%)	8.71	11.36	

- (注) 1 「繰延税金資産に相当する額」は平成21年9月30日現在35,529百万円、平成22年9月30日現在19,176百万円であり、「繰延税金資産の算入上限額」は平成21年9月30日現在53,269百万円、平成22年9月30日現在58,009百万円であります。
- 2 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 3 告示第18条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 4 告示第18条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 5 告示第20条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(参考) 資産の査定(銀行勘定・単体)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当社の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

なお、区分対象となる社債のうち、「その他有価証券」目的で保有しているものは、時価(中間貸借対照表計上額)で区分されております。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成21年9月30日	平成22年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	447	343
危険債権	271	311
要管理債権	198	164
正常債権	36,360	33,676

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	13,700,000,000
第一種優先株式	155,717,123
第三種優先株式	800,000,000
第四種優先株式	400,000,000
第五種優先株式	400,000,000
第六種優先株式	400,000,000
計	15,855,717,123

(注) 当社定款には「株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる」旨定めております。

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年11月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,026,216,829	同左 (注1)	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式 単元株式数は1,000株であり ます。
第一回第一種 優先株式 (注2)	155,717,123	同左	—	(注3) (注4) 単元株式数は1,000株であり ます。
第二回第三種 優先株式 (注2)	800,000,000	同左	—	(注5) (注6) 単元株式数は1,000株であり ます。
計	5,981,933,952	同左	—	—

(注) 1 提出日現在の発行数には、平成22年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

2 第一回第一種優先株式及び第二回第三種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

3 第一回第一種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質等

(1) 第一回第一種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質は次のとおりであります。

(イ) 普通株式の株価の下落により、第一回第一種優先株式の取得比率が上方に修正される旨の条項があり、かかる条項に従い修正がなされた場合には、同優先株式の取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の数が増加することがある。

(ロ)取得比率の修正の基準及び頻度

i) 修正の基準

$$\text{修正後取得比率} = \frac{500\text{円}}{\text{時価}}$$

(時価とは、取得比率修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)をいう。)

ii) 修正の頻度

1年に1度(平成12年7月1日以降平成30年7月1日までの毎年7月1日)

(ハ)取得比率の上限

6.098

(ニ)当社の決定による株式の全部の取得を可能とする旨の条項

上記の条項はありません。

(2) 第一回第一種優先株式にかかる取得請求権の行使に関する事項についての第一回第一種優先株式の所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはありません。

(3) 当社の株券の売買に関する事項についての第一回第一種優先株式の所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはありません。

4 第一回第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

(イ) 優先配当金

定款第57条に定める剰余金の配当を行うときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき年6円50銭の優先配当金を支払う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した金額とする。

(ロ) 非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対し優先配当金の全部又は一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(ハ) 非参加条項

優先株主に対し優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(ニ) 優先中間配当金

定款第58条に定める中間配当を行うときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき3円25銭を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配をするときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき500円を支払う。優先株主に対しては、上記500円のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 取得請求権

(イ) 取得請求期間

平成11年7月1日から平成31年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

(ロ) 当初取得比率

当社が本優先株式を取得するのと引換えに、1株につき当初取得比率4.464により普通株式を交付することを請求できる。

(ハ) 取得比率の修正

当初取得比率は、平成12年7月1日以降平成30年7月1日まで毎年7月1日(以下「修正日」という。)に、下記算式により算出される取得比率(以下「修正後取得比率」という。)に修正される。

$$\text{修正後取得比率} = \frac{500\text{円}}{\text{時価}}$$

ただし、上記計算の結果、修正後取得比率が当該修正日の前日現在有効な取得比率を下回る場合には、修正前取得比率をもって修正後取得比率とし、また、修正後取得比率が6.098(ただし、下記(ニ)に準じて調整される。以下「上限取得比率」という。)を上回る場合には、上限取得比率をもって修正後取得比率とする。

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

なお、上記45取引日の間に、下記(ニ)に定める取得比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は(ニ)に準じて調整される。

(二) 取得比率の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や、株式分割により普通株式を発行する場合その他一定の事情が生じた場合には、取得比率を次に定める算式により調整する(以下「調整後取得比率」という。)

ただし、算出された比率が、上限取得比率を上回る場合には、上限取得比率をもって調整後取得比率とする。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}$$

(ホ) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

取得した本優先株式と引換えに、当社は次の算式により計算される普通株式を交付する。

取得と引換えに交付すべき普通株式数 = 優先株主が取得請求のため提出した本優先株式数 × 取得比率

(4) 一斉取得

平成31年1月31日までに取得請求のなかった本優先株式は、平成31年2月1日をもって当社が取得し、これと引換えに次の算式により計算した数の普通株式を優先株主に交付する。

本優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式の数は、本優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式とする。

この場合、当該平均値が80円を下回るときは、本優先株式1株の払込金相当額を80円で除して得られる数の普通株式となる。

上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取扱う。

(5) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

優先配当金の議案が株主総会に提出されない、または議案が否決された場合には、優先配当金の議案が決議される時までは議決権を有する。

剰余金の配当及び残余財産の分配に関しては普通株式に優先する一方で、議決権に関してはこれを制限する内容となっております。

(6) 株式の併合又は分割、株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わず、また優先株主には株式無償割当てを行わない。当社は優先株主に対しては募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債又は分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め

設けておりません。

5 第二回第三種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質等

(1) 第二回第三種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質は次のとおりであります。

(イ) 普通株式の株価の下落により、第二回第三種優先株式の取得比率が上方に修正される旨の条項があり、かかる条項に従い修正がなされた場合には、同優先株式の取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の数が増加することがある。

(ロ) 取得比率の修正の基準及び頻度

i) 修正の基準

$$\text{修正後取得比率} = \frac{150\text{円}}{\text{時価}}$$

(時価とは、取得比率修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)をいう。)

ii) 修正の頻度

1年に1度(平成15年7月1日以降平成30年7月1日までの毎年7月1日)

(ハ) 取得比率の上限

3.311

(ニ) 当社の決定による株式の全部の取得を可能とする旨の条項

上記の条項はありません。

- (2) 第二回第三種優先株式にかかる取得請求権の行使に関する事項についての第二回第三種優先株式の所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはありません。

- (3) 当社の株券の売買に関する事項についての第二回第三種優先株式の所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはありません。

6 第二回第三種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

(イ) 優先配当金

定款第57条に定める剰余金の配当を行うときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき年1円50銭の優先配当金を支払う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した金額とする。

(ロ) 非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対し優先配当金の全部又は一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(ハ) 非参加条項

優先株主に対し優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(ニ) 優先中間配当金

定款第58条に定める中間配当を行うときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき75銭を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配をするときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき150円を支払う。優先株主に対しては、上記150円のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 取得請求権

(イ) 取得請求期間

平成14年7月1日から平成31年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終了の日までの期間を除く。

(ロ) 当初取得比率

当初取得比率は、下記算式により算出される。

$$\text{当初取得比率} = \frac{150\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

ただし、当初取得比率の上限を6.098とする。

上記算式で使用する時価は、平成14年7月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

(ハ) 取得比率の修正

当初取得比率は、平成15年7月1日以降平成30年7月1日まで毎年7月1日(以下「修正日」という。)に、下記算式により算出される取得比率(以下「修正後取得比率」という。)に修正される。

$$\text{修正後取得比率} = \frac{150\text{円}}{\text{時価}}$$

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

なお、上記45取引日の間に、下記(ニ)に定める取得比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は(ニ)に準じて調整される。

上記にかかわらず、上記算式による計算の結果、修正後取得比率が当該修正日の前日現在有効な取得比率を下回ることとなる場合には、修正前取得比率をもって修正後取得比率とし、また修正後取得比率が上記計算の時価を当初取得比率を算出した時に用いた時価の75%に相当する額を用いた比率(ただし、下記(ニ)に準じて調整される。以下「上限取得比率」という。)を上回ることとなる場合には、上限取得比率をもって修正後取得比率とする。

(ニ) 取得比率の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や、株式分割により普通株式を発行する場合その他一定の事情が生じた場合には、取得比率(上限取得比率を含む。)を次に定める算式により調整する。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}$$

(ホ) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

取得した本優先株式と引換えに、当社は次の算式により計算される普通株式を交付する。

取得と引換えに交付すべき普通株式数＝優先株主が取得請求のため提出した本優先株式数×取得比率

(4) 一斉取得

平成31年1月31日までに取得請求のなかった本優先株式は、平成31年2月1日をもって当社が取得し、これと引換えに次の算式により計算した数の普通株式を優先株主に交付する。

本優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式の数は、本優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式とする。

この場合、当該平均値が、本優先株式1株の払込金相当額を当初の取得比率で除した額の75%に相当する額を下回るときは、本優先株式1株の払込金相当額を当該金額で除して得られる数の普通株式となる。

上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取扱う。

(5) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

優先配当金の議案が株主総会に提出されない、または議案が否決された場合には、優先配当金の議案が決議される時までには議決権を有する。

剰余金の配当及び残余財産の分配に関しては普通株式に優先する一方で、議決権に関してはこれを制限する内容となっております。

(6) 株式の併合又は分割、株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わず、また優先株主には株式無償割当てを行わない。当社は優先株主に対しては募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債又は分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め

設けておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

取締役会の決議日(平成21年1月30日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日現在)
新株予約権の数(個)	690
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類(注)1	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	690,000
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額。
新株予約権の行使期間	平成21年2月17日から平成41年2月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	①発行価格 1,000株につき92,490円 ②資本組入額 1,000株につき46,245円
新株予約権の行使の条件	当社の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合に限るものとする。</p> <p>① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>② 新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③ 新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p>

第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日現在)	
	<p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記③に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>⑤ 新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥ その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」欄及び(注)2に準じて定めるものとする。</p> <p>⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)3に準じて定めるものとする。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p>

(注) 1 各本新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は当社普通株式1,000株とする。普通株式の内容は、「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(1)株式の総数等、②発行済株式」に記載しております。

なお、本新株予約権割当後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式無償割当て、株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式無償割当て、株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割又は株式無償割当ての場合は、当該株式分割又は株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割又は株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割又は株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権を保有する者(以下「本新株予約権者」という。)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

3 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額(ただし、1円未満の端数は切り上げる。)とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

取締役会の決議日(平成21年6月25日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日現在)
新株予約権の数(個)	1,288
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類(注)1	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,288,000
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額。
新株予約権の行使期間	平成21年7月11日から平成41年7月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	①発行価格 1,000株につき111,000円 ②資本組入額 1,000株につき55,500円
新株予約権の行使の条件	当社の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合に限るものとする。</p> <p>① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>② 新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③ 新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p>

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日現在)
	<p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記③に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>⑤ 新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥ その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」欄及び(注)2に準じて定めるものとする。</p> <p>⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)3に準じて定めるものとする。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p>

(注) 1 各本新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は当社普通株式1,000株とする。普通株式の内容は、「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(1)株式の総数等、②発行済株式」に記載しております。

なお、本新株予約権割当後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式無償割当て、株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式無償割当て、株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割又は株式無償割当ての場合は、当該株式分割又は株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割又は株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割又は株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権を保有する者(以下「本新株予約権者」という。)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

3 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額(ただし、1円未満の端数は切り上げる。)とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

取締役会の決議日(平成22年6月23日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日現在)
新株予約権の数(個)	2,586
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類(注)1	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,586,000
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額。
新株予約権の行使期間	平成22年7月9日から平成42年7月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	①発行価格 1,000株につき71,030円 ②資本組入額 1,000株につき35,515円
新株予約権の行使の条件	当社の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合に限るものとする。</p> <p>① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>② 新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③ 新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p>

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日現在)
	<p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記③に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>⑤ 新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥ その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」欄及び(注)2に準じて定めるものとする。</p> <p>⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)3に準じて定めるものとする。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p>

(注) 1 各本新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は当社普通株式1,000株とする。普通株式の内容は、「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(1)株式の総数等、②発行済株式」に記載しております。

なお、本新株予約権割当後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式無償割当て、株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式無償割当て、株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割又は株式無償割当ての場合は、当該株式分割又は株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割又は株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割又は株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権を保有する者(以下「本新株予約権者」という。)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

3 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額(ただし、1円未満の端数は切り上げる。)とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第一回第一種優先株式

	第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで)	第2四半期会計期間 (平成22年7月1日から 平成22年9月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

第二回第三種優先株式

	第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで)	第2四半期会計期間 (平成22年7月1日から 平成22年9月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年7月1日～ 平成22年9月30日	普通株式 365 優先株式 —	普通株式 5,026,216 優先株式 955,717	18,739	247,303,697	18,739	15,439,169

(注) 発行済株式総数、資本金および資本準備金の増加は、新株予約権の行使によるものであります。

(6) 【大株主の状況】

所有株式数別

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	4,456,108	74.49
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	50,000	0.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	36,582	0.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	27,944	0.46
J Pモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	14,341	0.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	12,849	0.21
みずほインバスターズ証券株式会社	東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目10番30号	12,179	0.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口3)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	11,156	0.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	11,148	0.18
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティア (常任代理人 みずほコーポレート銀行)	1776 HERITAGE PRIVE, N. QUINCY, MA 02171, U. S. A. (東京都中央区月島四丁目16番13号)	10,907	0.18
計	—	4,643,215	77.62

(注) 普通株式と優先株式を合算して記載しております。

所有議決権数別

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権 数(個)	総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	4,456,108	74.52
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	50,000	0.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	36,582	0.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	27,944	0.46
J Pモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	14,341	0.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	12,849	0.21
みずほインバスターズ証券株式会社	東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目10番30号	12,179	0.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口3)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	11,156	0.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	11,148	0.18
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティア (常任代理人 みずほコーポレート銀行)	1776 HERITAGE PRIVE, N. QUINCY, MA 02171, U. S. A. (東京都中央区月島四丁目16番13号)	10,907	0.18
計	—	4,643,214	77.65

(注) 1 普通株式と優先株式を合算して記載しております。

2 平成21年6月25日開催の第139期定時株主総会において、優先配当金の議案が提出されなかったため、定款の定めに基づき、同総会より第一回第一種優先株式155,717個、第二回第三種優先株式800,000個の議決権が生じております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己株式) 普通株式 875,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 (注1) 5,023,392,000	普通株式 (注1) 5,023,392	優先株式の内容は、「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「② 発行済株式」の注記に記載されております。
	第一回第一種 優先株式 155,717,000	第一回第一種 優先株式 (注2) 155,717	
	第二回第三種 優先株式 800,000,000	第二回第三種 優先株式 (注2) 800,000	
単元未満株式 (注3)	普通株式 1,949,829 第一回第一種 優先株式 123	—	—
発行済株式総数	5,981,933,952	—	—
総株主の議決権	—	5,979,109	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式10千株(議決権10個)が含まれております。

2 平成21年6月25日開催の第139期定時株主総会において、優先配当金の議案が提出されなかったため、定款の定めに基づき、この総会より第一回第一種優先株式155,717個、第二回第三種優先株式800,000個の議決権が生じております。

3 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式914株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己株式) みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目 2番1号	875,000	—	875,000	0.01
計	—	875,000	—	875,000	0.01

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

① 普通株式

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	100	91	81	78	77	73
最低(円)	92	74	75	68	68	68

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

② 第一回第一種優先株式、第二回第三種優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておられません。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員（取締役・監査役）の異動は、次のとおりであります。

(1) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
常務取締役 兼常務執行役員 信託プロダクツ企画部長	常務取締役 兼常務執行役員	田原 良逸	平成22年10月1日

なお、当社では執行役員制度を導入しており、執行役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
執行役員	執行役員 本店営業第五部長	奈倉 生典	平成22年10月1日

第5 【経理の状況】

1 当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作成しております。

2 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

また、前中間連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)附則第5条第1項第1号ただし書き及び第4号ただし書きにより、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

3 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

また、前中間会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)附則第4条第1項第1号ただし書きにより、改正後の中間財務諸表規則に基づいて作成しております。

4 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)及び当中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部			
現金預け金	397,872	421,578	390,977
コールローン及び買入手形	—	18,352	—
買入金銭債権	243,209	158,528	200,059
特定取引資産	54,804	79,835	57,626
有価証券	※1, ※7 1,751,507	※1, ※7 1,875,455	※1, ※7 1,530,532
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 3,605,597	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 3,329,536	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 3,445,646
外国為替	907	155	2,095
その他資産	※7 182,839	※7 174,734	※7 179,293
有形固定資産	※9 35,721	※9 33,789	※9 34,433
無形固定資産	32,045	28,073	31,861
繰延税金資産	35,291	19,054	27,500
支払承諾見返	37,008	40,960	41,073
貸倒引当金	△28,963	△23,870	△24,896
資産の部合計	6,347,842	6,156,184	5,916,203
負債の部			
預金	※7 2,655,620	※7 2,402,041	※7 2,576,407
譲渡性預金	848,660	750,210	811,900
コールマネー及び売渡手形	※7 532,463	※7 581,227	※7 521,427
債券貸借取引受入担保金	※7 344,113	※7 367,737	※7 239,315
特定取引負債	62,108	80,832	63,028
借入金	※7, ※10 454,500	※7, ※10 546,000	※7, ※10 301,900
外国為替	0	0	0
社債	※11 128,000	※11 118,700	※11 126,700
信託勘定借	887,708	894,625	862,362
その他負債	78,158	33,986	41,405
賞与引当金	2,537	2,425	2,353
退職給付引当金	471	481	476
役員退職慰労引当金	244	250	257
偶発損失引当金	12,684	13,086	13,121
睡眠預金払戻損失引当金	1,035	1,207	1,200
繰延税金負債	0	0	0
支払承諾	37,008	40,960	41,073
負債の部合計	6,045,314	5,833,773	5,602,929

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部			
資本金	247,260	247,303	247,260
資本剰余金	15,402	15,445	15,402
利益剰余金	15,752	37,713	25,594
自己株式	△136	△138	△137
株主資本合計	278,278	300,324	288,119
その他有価証券評価差額金	30,447	26,617	31,359
繰延ヘッジ損益	△5,886	△4,048	△5,787
為替換算調整勘定	△1,776	△2,382	△2,101
評価・換算差額等合計	22,784	20,186	23,471
新株予約権	290	385	290
少数株主持分	1,173	1,515	1,392
純資産の部合計	302,527	322,411	313,273
負債及び純資産の部合計	6,347,842	6,156,184	5,916,203

(2) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度 要約連結損益計算書 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
経常収益	107,926	103,545	213,386
信託報酬	23,797	23,806	48,514
資金運用収益	38,871	31,110	73,705
(うち貸出金利息)	28,054	24,155	54,025
(うち有価証券利息配当金)	8,323	5,344	15,279
役務取引等収益	28,777	30,289	60,305
特定取引収益	1,930	1,612	4,192
その他業務収益	4,304	8,396	9,491
その他経常収益	※1 10,244	※1 8,331	※1 17,177
経常費用	101,226	87,589	192,389
資金調達費用	15,601	10,819	28,755
(うち預金利息)	6,840	4,006	11,874
役務取引等費用	7,679	7,727	15,085
特定取引費用	0	175	—
その他業務費用	1,285	732	2,058
営業経費	58,484	56,112	114,712
その他経常費用	※2 18,175	※2 12,022	※2 31,777
経常利益	6,700	15,955	20,996
特別利益	※3 826	※3 596	※3 2,684
特別損失	※4 674	※4 193	※4 1,637
税金等調整前中間純利益	6,852	16,358	22,043
法人税、住民税及び事業税	220	437	115
法人税等調整額	1,640	3,674	7,214
法人税等合計	1,860	4,112	7,329
少数株主損益調整前中間純利益	4,991	12,245	14,714
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△47	126	△167
中間純利益	5,039	12,119	14,881

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前連結会計年度 連結株主資本等 変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	247,231	247,260	247,231
当中間期変動額			
新株の発行	28	43	28
当中間期変動額合計	28	43	28
当中間期末残高	247,260	247,303	247,260
資本剰余金			
前期末残高	15,373	15,402	15,373
当中間期変動額			
新株の発行	28	43	28
当中間期変動額合計	28	43	28
当中間期末残高	15,402	15,445	15,402
利益剰余金			
前期末残高	10,713	25,594	10,713
当中間期変動額			
中間純利益	5,039	12,119	14,881
自己株式の処分	△0	△0	△0
当中間期変動額合計	5,039	12,118	14,881
当中間期末残高	15,752	37,713	25,594
自己株式			
前期末残高	△134	△137	△134
当中間期変動額			
自己株式の取得	△1	△1	△3
自己株式の処分	0	0	0
当中間期変動額合計	△1	△1	△2
当中間期末残高	△136	△138	△137
株主資本合計			
前期末残高	273,184	288,119	273,184
当中間期変動額			
新株の発行	56	86	56
中間純利益	5,039	12,119	14,881
自己株式の取得	△1	△1	△3
自己株式の処分	0	0	0
当中間期変動額合計	5,094	12,204	14,935
当中間期末残高	278,278	300,324	288,119

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度 連結株主資本等 変動計算書 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△14,226	31,359	△14,226
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	44,674	△4,742	45,586
当中間期変動額合計	44,674	△4,742	45,586
当中間期末残高	30,447	26,617	31,359
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△4,583	△5,787	△4,583
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△1,303	1,738	△1,204
当中間期変動額合計	△1,303	1,738	△1,204
当中間期末残高	△5,886	△4,048	△5,787
為替換算調整勘定			
前期末残高	△2,204	△2,101	△2,204
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	427	△281	103
当中間期変動額合計	427	△281	103
当中間期末残高	△1,776	△2,382	△2,101
評価・換算差額等合計			
前期末残高	△21,014	23,471	△21,014
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	43,798	△3,284	44,485
当中間期変動額合計	43,798	△3,284	44,485
当中間期末残高	22,784	20,186	23,471
新株予約権			
前期末残高	155	290	155
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	135	95	135
当中間期変動額合計	135	95	135
当中間期末残高	290	385	290
少数株主持分			
前期末残高	1,206	1,392	1,206
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△32	122	186
当中間期変動額合計	△32	122	186
当中間期末残高	1,173	1,515	1,392

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度 連結株主資本等 変動計算書 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
純資産合計			
前期末残高	253,531	313,273	253,531
当中間期変動額			
新株の発行	56	86	56
中間純利益	5,039	12,119	14,881
自己株式の取得	△1	△1	△3
自己株式の処分	0	0	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	43,901	△3,066	44,806
当中間期変動額合計	48,995	9,137	59,742
当中間期末残高	302,527	322,411	313,273

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 連結キャッシュ・フロー 計算書		
	前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	6,852	16,358	22,043
減価償却費	4,102	4,610	8,172
減損損失	556	2	579
持分法による投資損益(△は益)	573	5	688
貸倒引当金の増減(△)	5,448	△33	2,009
偶発損失引当金の増減(△)	△25	△35	410
賞与引当金の増減額(△は減少)	△22	71	△205
退職給付引当金の増減額(△は減少)	1,162	5	1,167
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△30	△6	△17
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	80	7	245
資金運用収益	△38,871	△31,110	△73,705
資金調達費用	15,601	10,819	28,755
有価証券関係損益(△)	△2,454	△6,580	△6,273
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	—	—	16
為替差損益(△は益)	12,702	33,685	23,465
固定資産処分損益(△は益)	21	84	960
退職給付信託設定損益(△は益)	△6,731	—	△6,731
特定取引資産の純増(△)減	△2,848	△22,209	△5,671
特定取引負債の純増減(△)	2,784	17,804	3,704
貸出金の純増(△)減	△179,947	115,115	△20,625
預金の純増減(△)	△393,956	△171,616	△467,791
譲渡性預金の純増減(△)	217,980	△61,690	181,220
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△162,952	244,100	△315,552
預け金(中央銀行預け金を除く)の純増(△)減	△109,671	△66,816	△135,733
コールローン等の純増(△)減	45,123	23,618	89,224
債券貸借取引支払保証金の純増(△)減	40,249	—	40,249
コールマネー等の純増減(△)	△126,346	59,800	△137,381
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	269,253	128,421	164,456
外国為替(資産)の純増(△)減	2,258	1,939	1,071
外国為替(負債)の純増減(△)	△1	△0	△1
信託勘定借の純増減(△)	59,995	32,263	34,649
資金運用による収入	40,304	36,452	77,693
資金調達による支出	△17,671	△12,730	△32,445
その他	44,385	615	15,990
小計	△272,093	352,954	△505,362
法人税等の支払額	△389	△552	△536
営業活動によるキャッシュ・フロー	△272,483	352,402	△505,899

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△1,781,549	△1,646,994	△2,883,356
有価証券の売却による収入	1,040,171	1,002,599	1,867,621
有価証券の償還による収入	976,817	266,884	1,461,476
金銭の信託の増加による支出	—	—	△1,000
金銭の信託の減少による収入	—	—	983
有形固定資産の取得による支出	△427	△341	△754
無形固定資産の取得による支出	△8,702	△3,819	△16,236
有形固定資産の売却による収入	138	0	282
無形固定資産の売却による収入	3,374	4,038	7,206
子会社株式の売却による収入	—	—	406
投資活動によるキャッシュ・フロー	229,822	△377,630	436,628
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付社債の発行による収入	20,800	—	20,800
劣後特約付社債の償還による支出	△36,700	△8,000	△38,000
株式の発行による収入	0	0	0
少数株主への配当金の支払額	—	△2	—
自己株式の取得による支出	△1	△1	△3
自己株式の売却による収入	0	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△15,901	△8,003	△17,202
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,991	△278	421
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△56,570	△33,510	△86,051
現金及び現金同等物の期首残高	156,028	69,977	156,028
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 99,458	※1 36,467	※1 69,977

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 11社 主要な会社名 みずほトラスト保証株式会社 みずほトラストファイナンス株式会社 みずほ信不動産販売株式会社 Mizuho Trust & Banking Co. (USA) Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S. A. (2) 非連結子会社 該当ありません。	(1) 連結子会社 11社 主要な会社名 みずほトラスト保証株式会社 みずほトラストファイナンス株式会社 みずほ信不動産販売株式会社 Mizuho Trust & Banking Co. (USA) Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S. A. (2) 非連結子会社 該当ありません。	(1) 連結子会社 11社 主要な会社名 みずほトラスト保証株式会社 みずほトラストファイナンス株式会社 みずほ信不動産販売株式会社 Mizuho Trust & Banking Co. (USA) Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S. A. (2) 非連結子会社 該当ありません。
2 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 2社 日本ペンション・オペレーション・サービス株式会社 日本株主データサービス株式会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 2社 日本ペンション・オペレーション・サービス株式会社 日本株主データサービス株式会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 2社 日本ペンション・オペレーション・サービス株式会社 日本株主データサービス株式会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	(1) 連結子会社の中間決算日等は次のとおりであります。 6月末日 5社 9月末日 6社 (2) 中間連結財務諸表の作成に当っては、それぞれの中間決算日等の中間財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。	(1) 連結子会社の中間決算日等は次のとおりであります。 6月末日 5社 9月末日 6社 (2) 同左	(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 5社 3月末日 6社 (2) 連結財務諸表の作成に当っては、いずれもそれぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
4 開示対象特別目的 会社に関する事項	<p>(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要</p> <p>当社は、顧客の金銭債権等の流動化を支援する目的で、特別目的会社(ケイマン法人の形態によっております。)3社に係る借入での資金調達に関し、貸出金、信用枠及び流動性枠を供与しております。</p> <p>特別目的会社3社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は34,107百万円、負債総額(単純合算)は34,107百万円です。</p> <p>なお、いずれの特別目的会社についても、当社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。</p> <p>(2) 当中間連結会計期間における開示対象特別目的会社との取引金額等</p> <p>主な取引の当中間連結会計期間末残高</p> <p>貸出金 27,969百万円</p> <p>信用枠及び流動性枠 16,641百万円</p> <p>主な損益</p> <p>貸出金利息 141百万円</p>	<p>(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要</p> <p>当社は、顧客の金銭債権等の流動化を支援する目的で、特別目的会社(ケイマン法人の形態によっております。)3社に係る借入での資金調達に関し、貸出金、信用枠及び流動性枠を供与しております。</p> <p>特別目的会社3社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は22,141百万円、負債総額(単純合算)は22,141百万円です。</p> <p>なお、いずれの特別目的会社についても、当社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。</p> <p>(2) 当中間連結会計期間における開示対象特別目的会社との取引金額等</p> <p>主な取引の当中間連結会計期間末残高</p> <p>貸出金 19,688百万円</p> <p>信用枠及び流動性枠 10,345百万円</p> <p>主な損益</p> <p>貸出金利息 88百万円</p>	<p>(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要</p> <p>当社は、顧客の金銭債権等の流動化を支援する目的で、特別目的会社(ケイマン法人の形態によっております。)3社に係る借入での資金調達に関し、貸出金、信用枠及び流動性枠を供与しております。</p> <p>特別目的会社3社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は26,097百万円、負債総額(単純合算)は26,097百万円です。</p> <p>なお、いずれの特別目的会社についても、当社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。</p> <p>(2) 当連結会計年度における開示対象特別目的会社との取引金額等</p> <p>主な取引の当連結会計年度末残高</p> <p>貸出金 23,514百万円</p> <p>信用枠及び流動性枠 10,277百万円</p> <p>主な損益</p> <p>貸出金利息 245百万円</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
5 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、その他有価証券で時価のあるもののうち国内株式については中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、その他有価証券で時価のあるもののうち国内株式については中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、その他有価証券で時価のあるもののうち国内株式については連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く) 当社の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法(ただし、建物附属設備については定率法)、その他については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：3年～50年 その他：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p> <p>③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法を採用しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>③ リース資産 同左</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く) 当社の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法(ただし、建物附属設備については定率法)、その他については定率法を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：3年～50年 その他：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>③ リース資産 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当社及び一部の連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当社及び一部の連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当社及び一部の連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は27,748百万円であります。</p> <p>上記以外の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は24,137百万円であります。</p> <p>上記以外の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は26,482百万円であります。</p> <p>上記以外の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(6) 賞与引当金の計上基準 同左	(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(主として10年～14年)による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。	(7) 退職給付引当金の計上基準 同左	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(主として10年～14年)による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。
	(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 国内連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。	(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 同左	(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 国内連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(9) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、信託取引に関して将来発生する可能性のある損失を個別に合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(9) 偶発損失引当金の計上基準 同左	(9) 偶発損失引当金の計上基準 同左
	(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 当社の睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 同左	(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 同左
	(11) 外貨建資産・負債の換算基準 当社の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。	(11) 外貨建資産・負債の換算基準 同左	(11) 外貨建資産・負債の換算基準 当社の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(12)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当社は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。</p> <p>小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)を適用しております。</p> <p>ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(i)相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(ii)キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘ</p>	<p>(12)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当社は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。</p> <p>小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)を適用しております。</p> <p>ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(i)相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(ii)キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘ</p>	<p>(12)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当社は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。</p> <p>小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)を適用しております。</p> <p>ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(i)相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(ii)キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘ</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>「ヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は9,387百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は9,113百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>「ヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は3,955百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は3,684百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。</p>	<p>「ヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は6,678百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は6,406百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(ハ)連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち 連結会社間及び特定取引 勘定とそれ以外の勘定 との間(又は内部部門間) の内部取引については、 ヘッジ手段として指定し ている金利スワップ取引 及び通貨スワップ取引等 に対して、業種別監査委 員会報告第24号及び同第 25号に基づき、恣意性を 排除し厳格なヘッジ運営 が可能と認められる対外 カバー取引の基準に準拠 した運営を行っているた め、当該金利スワップ取 引及び通貨スワップ取引 等から生じる収益及び費 用は消去せずに損益認識 又は繰延処理を行って おります。	(ハ)連結会社間取引等 同左	(ハ)連結会社間取引等 同左
	—————	(13)中間連結キャッシュ・ フロー計算書における資 金の範囲 中間連結キャッシュ・ フロー計算書における資 金の範囲は、中間連結貸 借対照表上の「現金預け 金」のうち現金及び中央 銀行への預け金でありま す。	—————
	(14)消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会 社の消費税及び地方消費 税の会計処理は、主とし て税抜方式によっており ます。	(14)消費税等の会計処理 同左	(14)消費税等の会計処理 同左
6 (中間)連結キャッ シュ・フロー計算書 における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フ ロー計算書における資金の 範囲は、中間連結貸借対照 表上の「現金預け金」のう ち現金及び中央銀行への預 け金であります。	—————	連結キャッシュ・フロー 計算書における資金の範囲 は、連結貸借対照表上の 「現金預け金」のうち現金 及び中央銀行への預け金で あります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(企業結合に関する会計基準等の適用)</p> <p>「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)が平成21年4月1日以後開始する連結会計年度から早期適用することができることになったことに伴い、当中間連結会計期間からこれらの会計基準等を適用しております。</p>	<p>—————</p> <p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>前連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、買入金銭債権は684百万円増加、有価証券は219百万円増加、繰延税金資産は366百万円減少、貸倒引当金は40百万円減少、その他有価証券評価差額金は536百万円増加し、税金等調整前中間純利益は4百万円減少しております。</p> <p>(持分法に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間から、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号平成20年3月10日)を適用しております。なお、これによる中間連結財務諸表に与える影響はありません。</p>	<p>(企業結合に関する会計基準等の適用)</p> <p>「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)が平成21年4月1日以後開始する連結会計年度から早期適用することができることになったことに伴い、当連結会計年度からこれらの会計基準等を適用しております。</p> <p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、買入金銭債権は633百万円増加、有価証券は549百万円減少、繰延税金資産は34百万円減少、貸倒引当金は45百万円減少、その他有価証券評価差額金は49百万円増加し、経常利益および税金等調整前当期純利益は、それぞれ45百万円増加しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は軽微であります。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(資産除去債務に関する会計基準) 当中間連結会計期間から、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。なお、これにより税金等調整前中間純利益が114百万円減少しております。</p>	

【表示方法の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
<p>(中間連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づき「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)が平成21年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当中間連結会計期間から「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。</p>	

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>※1 有価証券には、関連会社の株式1,950百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は10,328百万円、延滞債権額は35,330百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は638百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は19,321百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有価証券には、関連会社の株式1,829百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は3,722百万円、延滞債権額は34,888百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は673百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,920百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有価証券には、関連会社の株式1,834百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は3,858百万円、延滞債権額は28,664百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,060百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,723百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は65,618百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、784百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 1,145,398百万円 貸出金 526,961百万円 担保資産に対応する債務 預金 2,322百万円 コールマネー及び売渡手形 135,000百万円 債券貸借取引受入担保金 344,113百万円 借入金 434,500百万円 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として有価証券151,130百万円を差入れております。 関連会社の借入金等の担保として提供している資産はありません。 また、その他資産のうち、先物取引差入証拠金は2,505百万円、保証金は10,436百万円あります。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は56,205百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、646百万円あります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 1,339,673百万円 貸出金 435,586百万円 担保資産に対応する債務 預金 2,174百万円 コールマネー及び売渡手形 130,000百万円 債券貸借取引受入担保金 367,737百万円 借入金 526,000百万円 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として有価証券155,575百万円を差入れております。 関連会社の借入金等の担保として提供している資産はありません。 また、その他資産のうち、先物取引差入証拠金は2,525百万円、保証金は9,783百万円あります。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は47,307百万円あります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、953百万円あります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 916,723百万円 貸出金 444,475百万円 担保資産に対応する債務 預金 1,741百万円 コールマネー及び売渡手形 134,000百万円 債券貸借取引受入担保金 239,315百万円 借入金 281,900百万円 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として有価証券156,945百万円を差入れております。 関連会社の借入金等の担保として提供している資産はありません。 また、その他資産のうち、先物取引差入証拠金は2,521百万円、保証金は9,991百万円あります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、962,589百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが806,204百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,025,208百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが887,624百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、909,683百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが773,010百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
※9 有形固定資産の減価償却累計額 <p style="text-align: right;">35,785百万円</p> ※10 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,000百万円が含まれております。 ※11 社債は全額劣後特約付社債であります。 12 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託921,497百万円、貸付信託37,199百万円であります。	※9 有形固定資産の減価償却累計額 <p style="text-align: right;">35,842百万円</p> ※10 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,000百万円が含まれております。 ※11 社債は全額劣後特約付社債であります。 12 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託887,832百万円、貸付信託14,967百万円であります。	※9 有形固定資産の減価償却累計額 <p style="text-align: right;">35,464百万円</p> ※10 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,000百万円が含まれております。 ※11 社債は全額劣後特約付社債であります。 12 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託905,321百万円、貸付信託26,251百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																								
<p>※1 「その他経常収益」には、退職給付信託設定益6,731百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額5,857百万円、貸出金償却2,240百万円、株式等償却626百万円及び信用リスク減殺取引に係る費用3,687百万円を含んでおります。</p> <p>※3 「特別利益」には、償却債権取立益704百万円を含んでおります。</p> <p>※4 「特別損失」には、以下の資産についての減損損失556百万円を含んでおります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>首都圏</td> <td>営業用店舗 (9店舗)</td> <td>土地、 建物、 什器</td> <td>488百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>営業用店舗 (3店舗)</td> <td>建物、 什器</td> <td>68百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の営業用店舗については、店舗毎に資産をグルーピングし、当中間連結会計期間末における回収可能価額が帳簿価額に満たない部分を減損損失としております。なお、これらについては、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから減損損失を認識しております。また、当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は、鑑定評価額等に基づき算定しております。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失	首都圏	営業用店舗 (9店舗)	土地、 建物、 什器	488百万円	その他	営業用店舗 (3店舗)	建物、 什器	68百万円	<p>※1 「その他経常収益」には、株式等売却益3,371百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額141百万円、貸出金償却1,408百万円及び株式等償却3,837百万円を含んでおります。</p> <p>※3 「特別利益」には、償却債権取立益560百万円を含んでおります。</p> <p>※4 「特別損失」には、固定資産処分損84百万円及び資産除去債務に関する会計基準を適用したことに伴う前連結会計年度末までの税金等調整前当期純利益に係る累積的影響額106百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 「その他経常収益」には、退職給付信託設定益6,731百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額2,807百万円、貸出金償却6,670百万円、株式等償却1,631百万円及び信用リスク減殺取引に係る費用5,232百万円を含んでおります。</p> <p>※3 「特別利益」には、償却債権取立益2,585百万円を含んでおります。</p> <p>※4 「特別損失」には、固定資産処分損1,058百万円及び以下の当社営業用資産についての減損損失556百万円を含んでおります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>首都圏</td> <td>営業用店舗 (9店舗)</td> <td>土地、 建物、 什器</td> <td>488百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>営業用店舗 (3店舗)</td> <td>建物、 什器</td> <td>68百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の営業用店舗については、店舗毎に資産をグルーピングし、回収可能価額が帳簿価額に満たない部分を減損損失としております。なお、これらについては、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから減損損失を認識しております。また、当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は、鑑定評価額等に基づき算定しております。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失	首都圏	営業用店舗 (9店舗)	土地、 建物、 什器	488百万円	その他	営業用店舗 (3店舗)	建物、 什器	68百万円
地域	主な用途	種類	減損損失																							
首都圏	営業用店舗 (9店舗)	土地、 建物、 什器	488百万円																							
その他	営業用店舗 (3店舗)	建物、 什器	68百万円																							
地域	主な用途	種類	減損損失																							
首都圏	営業用店舗 (9店舗)	土地、 建物、 什器	488百万円																							
その他	営業用店舗 (3店舗)	建物、 什器	68百万円																							

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計 年度末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
普通株式	5,024,755	615	—	5,025,370	(注)
第一回第一種 優先株式	155,717	—	—	155,717	
第二回第三種 優先株式	800,000	—	—	800,000	
合計	5,980,472	615	—	5,981,087	

(注) 普通株式の増加は、新株予約権(ストック・オプション)の権利行使に伴う新株発行(615千株)によるものであります。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計 年度末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
普通株式	825	18	3	840	(注)
合計	825	18	3	840	

(注) 普通株式の増加は単元未満株式の買取(18千株)によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求に応じたこと(3千株)によるものであります。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要
			前連結会計 年度末	当中間連結会計期間 増加	当中間連結 会計期間末 減少		
当社	新株予約権 (自己新株予約権)	—	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
	ストック・オプション としての新株 予約権		—			290	
連結子会社 (自己新株予 約権)			—			— (—)	
合計			—			290 (—)	

4 配当に関する事項

該当ありません。

II 当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計 年度末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
普通株式	5,025,370	846	—	5,026,216	(注)
第一回第一種 優先株式	155,717	—	—	155,717	
第二回第三種 優先株式	800,000	—	—	800,000	
合計	5,981,087	846	—	5,981,933	

(注) 普通株式の増加は、新株予約権（ストック・オプション）の権利行使に伴う新株発行(846千株)によるものであります。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計 年度末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
普通株式	856	20	0	875	(注)
合計	856	20	0	875	

(注) 普通株式の増加は単元未満株式の買取(20千株)によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求に応じたこと(0千株)によるものであります。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要
			前連結会計 年度末	当中間連結会計期間 増加	当中間連結 会計期間 減少		
当社	新株予約権 (自己新株予約権)	—	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
	ストック・オプション としての新株 予約権		—			385	
連結子会社 (自己新株予 約権)			—			— (—)	
合計			—			385 (—)	

4 配当に関する事項

該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)	摘要
普通株式	5,024,755	615	—	5,025,370	(注)
第一回第一種 優先株式	155,717	—	—	155,717	
第二回第三種 優先株式	800,000	—	—	800,000	
合計	5,980,472	615	—	5,981,087	

(注) 普通株式の増加は、新株予約権（ストック・オプション）の権利行使に伴う新株発行(615千株)によるものであります。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)	摘要
普通株式	825	36	5	856	(注)
合計	825	36	5	856	

(注) 普通株式の増加は単元未満株式の買取(36千株)によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求に応じたこと(5千株)によるものであります。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			前連結会計 年度末	当連結会計年度 増加	減少		
当社	新株予約権 (自己新株予約権)	—	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
	ストック・オプション としての新株 予約権	—	—	—	—	290	
連結子会社 (自己新株予 約権)	—	—	—	—	— (—)		
合計	—	—	—	—	290 (—)		

4 配当に関する事項

該当ありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成21年9月30日現在 現金預け金勘定 397,872百万円 定期預け金 △241,462百万円 その他預け金 △56,951百万円 現金及び現金同等物 99,458百万円	※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成22年9月30日現在 現金預け金勘定 421,578百万円 定期預け金 △328,721百万円 その他預け金 △56,389百万円 現金及び現金同等物 36,467百万円	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成22年3月31日現在 現金預け金勘定 390,977百万円 定期預け金 △267,239百万円 その他預け金 △53,760百万円 現金及び現金同等物 69,977百万円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																		
<p>1 ファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容</p> <p>(ア)有形固定資産 主として、什器・備品であります。</p> <p>(イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。</p> <p>② リース資産の減価償却の方法</p> <p>中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5 会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 該当ありません。</p>	<p>1 ファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容</p> <p>(ア)有形固定資産 同左</p> <p>(イ)無形固定資産 同左</p> <p>② リース資産の減価償却の方法</p> <p>同左</p> <p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 該当ありません。</p>	<p>1 ファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容</p> <p>(ア)有形固定資産 同左</p> <p>(イ)無形固定資産 同左</p> <p>② リース資産の減価償却の方法</p> <p>連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5 会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 該当ありません。</p>																		
<p>2 オペレーティング・リース取引 (借主側)</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>1,836百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,883百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,719百万円</td> </tr> </table>	1年内	1,836百万円	1年超	1,883百万円	合計	3,719百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引 (借主側)</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>3,038百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>2,594百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,632百万円</td> </tr> </table>	1年内	3,038百万円	1年超	2,594百万円	合計	5,632百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引 (借主側)</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>442百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,652百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,095百万円</td> </tr> </table>	1年内	442百万円	1年超	1,652百万円	合計	2,095百万円
1年内	1,836百万円																			
1年超	1,883百万円																			
合計	3,719百万円																			
1年内	3,038百万円																			
1年超	2,594百万円																			
合計	5,632百万円																			
1年内	442百万円																			
1年超	1,652百万円																			
合計	2,095百万円																			

(金融商品関係)

I 当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位:百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金(*1)	421,491	421,491	—
(2) コールローン及び買入手形(*1)	18,347	18,347	—
(3) 買入金銭債権(*1)	158,164	155,816	△2,347
(4) 特定取引資産			
売買目的有価証券	382	382	—
(5) 有価証券			
その他有価証券	1,852,523	1,852,523	—
(6) 貸出金	3,329,536		
貸倒引当金(*1)	△23,031		
	3,306,505	3,345,662	39,156
資産計	5,757,415	5,794,224	36,808
(1) 預金	2,402,041	2,402,704	663
(2) 譲渡性預金	750,210	750,210	—
(3) コールマネー及び売渡手形	581,227	581,227	—
(4) 債券貸借取引受入担保金	367,737	367,737	—
(5) 借入金	546,000	547,504	1,504
(6) 社債	118,700	124,401	5,701
(7) 信託勘定借	894,625	894,625	—
負債計	5,660,542	5,668,412	7,869
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	3,038		
ヘッジ会計が適用されているもの	(4,366)		
貸倒引当金(*1)	△4		
デリバティブ取引計	(1,332)	(1,332)	—

(*1) 貸出金及びデリバティブ取引に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、現金預け金、コールローン及び買入手形、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間(6カ月以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

- (2) コールローン及び買入手形
コールローン及び買入手形については、約定期間が短期間（6カ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
- (3) 買入金銭債権
買入金銭債権については、約定期間が短期間（6カ月以内）であるものを除き、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額等（ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等）によっております。約定期間が短期間（6カ月以内）であるものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
- (4) 特定取引資産
トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、市場価格等によっております。
- (5) 有価証券
株式は取引所の価格、債券等は市場価格、ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等によっております。私募債は、発行体の信用力を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。但し、変動利付国債については、実際の売買事例が極めて少ないため、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額によっております。合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法等であります。価格決定変数は、10年国債利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等であります。
なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。
- (6) 貸出金
貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間による区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた現在価値を基礎に信用リスク等を考慮して時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。
貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

- (1) 預金
要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利を用いております。
- (2) 譲渡性預金、(3) コールマネー及び売渡手形、及び、(4) 債券貸借取引受入担保金
これらは、約定期間が短期間（6カ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
- (5) 借入金
借入金の時価は、約定期間が短期間（6カ月以内）であるものを除き、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。約定期間が短期間（6カ月以内）であるものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
- (6) 社債
当社の発行する社債の時価は、市場価格のある社債は市場価格によっており、市場価格のない社債は元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。
- (7) 信託勘定借
当社の信託勘定借は、当社が受託した信託金を当社の銀行勘定で運用する取引によるものであり、その性質は、要求払預金に近似していると考えられるため、帳簿価額を時価とみなしております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）等であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1)	16,819
② 組合出資金(*2)	6,112
合計	22,932

(*1) 非上場の株式（外国株式及び関係会社株式を含む）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。当中間連結会計期間における減損処理額は、50百万円であります。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

II 前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

信託銀行業を中心とする当社グループは、資金調達サイドにおいて取引先からの預金や市場調達等の金融負債を有する一方、資金運用サイドにおいては取引先に対する貸出金や株式及び債券等の金融資産を有しており、一部の金融商品についてはトレーディング業務を行っております。

これらの業務に関しては、金融商品ごとのリスクに応じた適切な管理を行いつつ、長短バランスやリスク諸要因に留意した取組みを行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する主な金融資産は、取引先に対する貸出金、預金の支払い準備及び資金運用目的で保有する、株式、国債などの有価証券です。これらの金融資産は、貸出先や発行体の財務状況の悪化等により、金融資産の価値が減少または、消滅するリスク（信用リスク）及び、金利・株価・為替等の変動により資産価値が減少するリスク（市場リスク）に晒されています。

また、金融負債として、主に預金により安定的な資金を調達しているほか、金融市場からの資金調達を行っております。これらの資金調達手段は、当社グループの財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなる場合や、通常より著しく高い金利で資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（流動性リスク）があります。

このほか、当社グループが保有する金融資産・負債に係わる金利リスクコントロール（ALM）として、金利リスクを共通する単位ごとにグルーピングした上で管理する「包括ヘッジ」を実施しており、これらのヘッジ（キャッシュ・フロー・ヘッジまたはフェア・バリュー・ヘッジの）手段として金利スワップ取引などのデリバティブ取引を使用しています。ALM目的として保有するデリバティブ取引の大宗はヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、当該取引に関するヘッジの有効性評価は、回帰分析等によりヘッジ対象の金利リスクまたは、キャッシュ・フローの変動がヘッジ手段により高い程度で相殺されることを定期的に検証することによって行っております。なお、デリバティブ取引は、トレーディング目的などにおいても使用しております。

金融の自由化、国際化が一層進展するなか、当社グループの保有する金融資産・負債は多様化・複雑化しており、信用リスク・市場リスク・流動性リスクをはじめ、多様なリスクに当社グループは晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① リスク管理への取り組み

当社グループでは、経営の健全性・安全性を確保しつつ企業価値を高めていくために、業務やリスクの特性に応じてこれらのリスクを適切に管理し、コントロールしていくことを経営上の最重要課題の一つとして認識し、リスク管理態勢の整備に取り組んでいます。

また、「リスク管理の基本方針」を取締役会において制定し、各種リスクの明確な定義、適切なリスク管理を行うための態勢の整備と人材の育成、リスク管理態勢の有効性および適切性の監査の実施等を定めています。この基本方針に則りさまざまな手法を活用してリスク管理の高度化を図る等、リスク管理の強化に努めています。

② 総合的なリスク管理

当社グループでは、当社グループが保有するさまざまな金融資産・負債が晒されているリスクを、リスクの要因別に「信用リスク」、「市場リスク」、「流動性リスク」、「オペレーショナルリスク」等に分類し、各リスクの特性に応じた管理を行っています。

また、各リスク単位での管理に加え、リスクを全体として把握・評価し、必要に応じて定性・定量それぞれの面から適切な対応を行い、経営として許容できる範囲にリスクを制御していく、総合的なリスク管理態勢を構築しています。具体的には、親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループから配賦されたリスクキャピタルを当社グループのリスク上限としてリスク制御を行うとともに、当社グループ全体として保有するリスクが資本勘定等の財務体力を超えないように経営としての許容範囲にリスクを制御しております。当社グループは、この枠組みのもとで経営の健全性を確保するためのリスクキャピタルの使用状況を定期的にモニタリングし、取締役会等で報告をしております。

③ 信用リスクの管理

当社グループの信用リスク管理は、信用リスクを相互に補完する2つのアプローチによって実施しております。1つは、信用リスクの顕在化により発生する損失を制御するために、取引先の信用状態の調査を基に、与信実行から回収までの過程を個別案件ごとに管理する「与信管理」です。もう1つは、信用リスクを把握し適切に対応するために、信用リスク顕在化の可能性を統計的な手法で把握する「クレジットポートフォリオ管理」です。

当社グループでは、親会社が定めた「信用リスク管理の基本方針」に則り、取締役会が信用リスク管理に関する重要な事項を決定します。また、信用リスク管理に関する経営政策委員会として「ポートフォリオマネジメント委員会」を設置し、信用リスク管理にかかわる基本的な方針や当社のクレジットポートフォリオ運営に関する事項、信用リスクのモニタリング等について、総合的に審議・調整等を行います。与信企画部担当役員は、信用リスク管理の企画運営に関する事項を所管し、与信企画部が信用リスク管理に関する基本的な事項の企画立案、推進を行っています。

クレジットポートフォリオ管理方法としては、統計的な手法によって今後1年間に予想される平均的な損失額（＝信用コスト）、一定の信頼区間における最大損失額（＝信用V A R）、及び信用V A Rと信用コストとの差額（＝信用リスク量）を計測し、保有ポートフォリオから発生する貸倒損失の可能性を管理しています。また、全体の信用リスクを特定企業への与信集中の結果発生する「与信集中リスク」と企業グループ・業種等への与信集中の結果発生する「連鎖デフォルトリスク」に分解し、それぞれのリスクを制御するために各種ガイドラインを設定し管理を行っています。

審査部は、個別与信案件ごとに厳正に分析・審査を行い、当社が定める「信用リスク管理の基本方針」に則した権限体系に基づき、個別与信案件の決裁を行います。また、牽制機能強化の観点から、業務部門から独立した内部監査部門として業務監査部を設置しています。

④ 市場リスクの管理

当社グループでは、親会社が定めた「市場リスク管理の基本方針」に則り、取締役会が市場リスクに関する重要事項を決定します。また、市場リスク管理に関する経営政策委員会として「ALM・マーケットリスク委員会」を設置し、ALMにかかわる基本的な方針・リスク計画・市場リスク管理に関する事項や、マーケットの急変等緊急時における対応策の提言等、総合的に審議・調整を行います。また、当グループ共通のリスクキャピタル配賦制度のもとで、市場リスクに対して、親会社から配賦されるリスクキャピタルに応じて諸リミットを設定し管理しています。

総合リスク管理部担当役員は市場リスク管理の企画運営に関する事項を所管します。総合リスク管理部は、市場リスクのモニタリング・報告と分析・提言、諸リミットの設定等を担い、市場リスク管理に関する企画立案・推進を行います。総合リスク管理部は、当社の市場リスク状況を把握・管理するとともに、社長への日次報告や、取締役会および経営会議、ALM・マーケットリスク委員会等に対する定期的な報告を行っています。

市場リスクの管理方法としては、配賦リスクキャピタルに対応した諸リミット等を設定し制御しております。なお、市場リスクの配賦キャピタルの金額は、VARとポジションをクローズするまでに発生する追加的なリスクを対象としています。トレーディング業務およびバンキング業務については、VARによる限度および損失に対する限度を設定しております。また、バンキング業務等については、必要に応じ、金利感応度等を用いたポジション枠を設定しております。

さらに、市場性業務に関しては、フロントオフィス（市場部門）やバックオフィス（事務管理部門）から独立したミドルオフィス（リスク管理専担部署）を設置し相互に牽制が働く体制としています。ミドルオフィスは、VARに加えて、取引実態に応じて10BPV（ベースポイントバリュウ）等のリスク指標の管理、ストレステストの実施、損失限度等により、VARのみでは把握しきれないリスク等もきめ細かく管理しています。

⑤ 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスク管理体制は、基本的に前述「④市場リスクの管理」の市場リスク管理体制と同様ですが、これに加え、資金証券部担当役員が資金繰り管理の企画運営に関する事項を所管し、資金証券部が、資金繰り運営状況の把握・調整等を担い、資金繰り管理に関する企画立案・推進を行います。資金繰りの状況等については、ALM・マーケットリスク委員会、経営会議および社長に報告しています。

流動性リスクの計測は、市場からの資金調達にかかる上限額等、資金繰りに関する指標を用いています。流動性リスクにかかるリミット等は、ALM・マーケットリスク委員会での審議・調整を経て決定します。さらに、資金繰りの状況に応じた「平常時」・「懸念時」・「危機時」の区分、および「懸念時」・「危機時」の対応について定めています。これに加え、当社グループの資金繰りに影響を与える「緊急事態」が発生した際に、迅速な対応を行うことができる体制を構築しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金(*1)	390,927	390,927	—
(2) 買入金銭債権(*1)	199,699	197,322	△2,376
(3) 特定取引資産			
売買目的有価証券	397	397	—
(4) 有価証券			
その他有価証券	1,502,085	1,502,085	—
(5) 貸出金	3,445,646		
貸倒引当金(*1)	△24,115		
	3,421,530	3,454,011	32,480
資産計	5,514,641	5,544,745	30,103
(1) 預金	2,576,407	2,575,970	△437
(2) 譲渡性預金	811,900	811,900	—
(3) コールマネー及び売渡手形	521,427	521,427	—
(4) 債券貸借取引受入担保金	239,315	239,315	—
(5) 借入金	301,900	301,783	△116
(6) 社債	126,700	129,283	2,583
(7) 信託勘定借	862,362	862,362	—
負債計	5,440,014	5,442,042	2,028
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,201		
ヘッジ会計が適用されているもの	(6,898)		
貸倒引当金(*1)	△3		
デリバティブ取引計	(5,699)	(5,699)	—

(*1) 貸出金及びデリバティブ取引に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、現金預け金、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（6カ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権については、約定期間が短期間（6カ月以内）であるものを除き、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額等（ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等）によっております。約定期間が短期間（6カ月以内）であるものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、市場価格等によっております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券等は市場価格、ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等によっております。私募債は、発行体の信用力を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。但し、変動利付国債については、実際の売買事例が極めて少ないため、取引所の価格を時価とみなせない状況であると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価格によっております。合理的に算定された価格を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法等であります。価格決定変数は、10年国債利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間による区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた現在価値を基礎に信用リスク等を考慮して時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(2) 譲渡性預金、(3) コールマネー及び売渡手形、及び、(4) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間（6カ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借入金

借入金の時価は、約定期間が短期間（6カ月以内）であるものを除き、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。約定期間が短期間（6カ月以内）であるものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格のある社債は市場価格によっており、市場価格のない社債は元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(7) 信託勘定借

当社の信託勘定借は、当社が受託した信託金を当社の銀行勘定で運用する取引によるものであり、その性質は、要求払預金に近似していると考えられるため、帳簿価額を時価とみなしております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1)	22,644
② 組合出資金(*2)	5,802
合計	28,446

(*1) 非上場の株式(外国株式及び関係会社株式を含む)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。当連結会計年度における減損処理額は、113百万円であります。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	379,496	0	—	—	—	—
買入金銭債権	38,276	47,807	18,349	19,713	8,119	67,793
有価証券(*1)						
その他有価証券のうち 満期があるもの	154,843	251,656	177,931	212,269	320,353	90,998
うち国債	125,144	133,089	60,250	195,978	271,052	75,807
地方債	1,895	321	948	2,053	1,565	—
社債	10,274	10,587	2,141	8,950	195	15,190
外国証券	17,148	105,601	112,093	4,608	46,927	—
その他	382	2,056	2,498	677	612	—
貸出金(*2)	1,332,115	1,101,124	460,493	182,691	105,954	218,613
合計	1,904,731	1,400,588	656,774	414,674	434,427	377,405

(*1) 有価証券には、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券を含んでおります。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない32,011百万円、期間の定めのないもの12,641百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*1)	1,834,850	578,377	163,179	—	—	—
譲渡性預金	810,800	1,100	—	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	521,427	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	239,315	—	—	—	—	—
借入金	281,900	—	—	20,000	—	—
社債(*2)	—	—	—	68,200	26,000	10,700
信託勘定借	862,362	—	—	—	—	—
合計	4,550,657	579,477	163,179	88,200	26,000	10,700

(*1) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*2) 社債のうち、期間の定めのないもの21,800百万円は含めておりません。

(有価証券関係)

- ※1 (中間)連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」の一部を含めて記載しております。
- ※2 「子会社株式及び関連会社株式」については、(中間)財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)
該当ありません。

- 2 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	165,065	214,744	49,678
債券	988,550	996,454	7,903
国債	946,443	954,010	7,567
地方債	5,978	6,078	100
社債	36,128	36,365	236
その他	607,299	588,463	△18,836
外国証券	494,004	479,983	△14,020
買入金銭債権	96,731	96,090	△640
その他	16,564	12,389	△4,174
合計	1,760,916	1,799,662	38,746

- (注) 1 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は5,459百万円(利益)であります。
- 2 中間連結貸借対照表計上額は、国内株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額等により、また、それ以外については当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。ただし、減損処理に際して基準となる時価の算定は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づき行なっております。
- 3 その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価(原則として当中間連結会計期間末日の市場価格。以下同じ)が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は492百万円であり、全額株式に係るものであります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

(追加情報)

有価証券のうち、実際の売買事例が極めて少ない変動利付国債については、従来、市場価格をもって連結貸借対照表価額としておりましたが、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表価額としております。

これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が18,856百万円増加、「繰延税金資産」が7,655百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が11,200百万円増加しております。

合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法等であります。価格決定変数は、10年国債利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等であります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	該当ありません。
その他有価証券	
非上場株式	15,881
非上場債券	22,362
買入金銭債権	88,531

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	130,123	87,700	42,422
	債券	1,049,323	1,037,486	11,836
	国債	1,021,266	1,009,985	11,281
	地方債	3,495	3,414	81
	社債	24,561	24,087	473
	その他	436,511	428,560	7,950
	外国証券	362,537	356,170	6,367
	買入金銭債権	71,040	69,635	1,405
	その他	2,932	2,755	177
	小計	1,615,957	1,553,747	62,209
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	55,930	68,918	△12,988
	債券	128,084	128,329	△244
	国債	114,977	114,987	△10
	地方債	—	—	—
	社債	13,107	13,341	△234
	その他	163,644	177,419	△13,774
	外国証券	110,568	119,049	△8,480
	買入金銭債権	39,919	40,574	△654
	その他	13,156	17,796	△4,640
	小計	347,659	374,667	△27,007
合計	1,963,616	1,928,415	35,201	

3 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価(原則として当中間連結会計期間末日の市場価格。以下同じ)が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。

当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は、3,767百万円であり、全額株式に係るものであります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

Ⅲ 前連結会計年度末

1 売買目的有価証券(平成22年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	3

2 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	161,825	103,576	58,248
	債券	637,626	629,627	7,998
	国債	598,284	590,761	7,523
	地方債	5,668	5,567	101
	社債	33,673	33,299	374
	その他	250,691	247,202	3,489
	外国証券	159,221	156,988	2,233
	買入金銭債権	89,220	88,101	1,119
	その他	2,249	2,112	137
	小計	1,050,143	980,406	69,736
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの	株式	47,042	57,811	△10,769
	債券	277,819	280,298	△2,478
	国債	263,038	264,423	△1,385
	地方債	1,116	1,124	△8
	社債	13,665	14,749	△1,083
	その他	273,371	290,564	△17,193
	外国証券	206,643	220,326	△13,683
	買入金銭債権	56,978	57,787	△808
	その他	9,749	12,450	△2,700
	小計	598,233	628,673	△30,440
合計	1,648,376	1,609,080	39,296	

(注) 差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は2,928百万円(利益)であります。

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	5,825	2,119	505
債券	1,165,987	5,016	582
国債	1,128,717	4,887	413
地方債	1,883	4	—
社債	35,386	124	168
その他	726,284	3,586	1,452
外国証券	717,180	3,522	773
買入金銭債権	—	—	—
その他	9,104	63	679
合計	1,898,097	10,722	2,540

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券を含んでおります。

6 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

7 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価(原則として当連結会計年度末日の市場価格。以下同じ)が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。

当連結会計年度におけるこの減損処理額は、1,455百万円であり、全額株式に係るものであります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成21年9月30日現在)
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年9月30日現在)
該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成22年9月30日現在)
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年9月30日現在)
該当ありません。

III 前連結会計年度末

- 1 運用目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)
該当ありません。
- 2 満期保有目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)
該当ありません。
- 3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年3月31日現在)
該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成21年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	33,286
その他有価証券	33,286
(△)繰延税金負債	2,747
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	30,538
(△)少数株主持分相当額	91
その他有価証券評価差額金	30,447

(注) 1 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額5,459百万円(利益)は、その他有価証券の評価差額より控除しております。

2 「評価差額」の内訳「その他有価証券」には、時価評価されていない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額△0百万円が含まれております。

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成22年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	35,201
その他有価証券	35,201
(△)繰延税金負債	8,467
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	26,733
(△)少数株主持分相当額	115
その他有価証券評価差額金	26,617

(注) 「評価差額」の内訳「その他有価証券」には、時価を把握することが極めて困難と認められる外貨建その他有価証券に係る為替換算差額△0百万円が含まれております。

Ⅲ 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成22年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	36,367
その他有価証券	36,367
(△)繰延税金負債	4,890
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	31,476
(△)少数株主持分相当額	116
その他有価証券評価差額金	31,359

(注) 1 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額2,928百万円(利益)は、その他有価証券の評価差額より控除しております。

2 「評価差額」の内訳「その他有価証券」には、時価を把握することが極めて困難と認められる外貨建その他有価証券に係る為替換算差額△0百万円が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	13,839,417	436	436
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	—	436

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	150,372	10	10
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	—	10

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物	139	△0	△0
	債券先物オプション	—	—	—
店頭	債券店頭オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	—	△0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジットデリバティブ	15,000	1,624	1,624
	合計	—	—	1,624

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

II 当中間連結会計期間末

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	5,668	4,102	△9	△9
	買建	58,369	29,909	3	3
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	5,025,689	3,521,237	74,792	74,792
	受取変動・支払固定	4,967,298	3,123,100	△77,810	△77,810
	受取変動・支払変動	1,077,284	754,070	1,664	1,664
内部取引	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	285,000	225,000	7,140	7,140
	受取変動・支払固定	175,000	175,000	△2,773	△2,773
合計		—————	—————	3,006	3,006

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引及び内部取引につきましては、割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	18,566	—	271	271
	買建	19,809	—	△244	△244
合計		—————	—————	26	26

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物オプション 売建	2,000	—	△8	△0
合計		—————	—————	△8	△0

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジットデリバティブ 買建	10,000	10,000	14	14
合計		—————	—————	14	14

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

Ⅲ 前連結会計年度末

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物 売建	6,896	2,272	△1	△1
店頭	金利スワップ 受取固定・支払変動	5,649,767	3,559,967	48,955	48,955
	受取変動・支払固定	5,550,329	3,192,834	△56,781	△56,781
	受取変動・支払変動	1,049,585	608,120	2,030	2,030
内部取引	金利スワップ 受取固定・支払変動	335,000	235,000	6,503	6,503
	受取変動・支払固定	180,000	180,000	395	395
合計		—————	—————	1,102	1,102

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引及び内部取引につきましては、割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約 売建	51,851	—	△563	△563
	買建	54,722	—	548	548
合計		—————	—————	△14	△14

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物 売建	2,070	—	△3	△3
	合計	—	—	△3	△3

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジットデリバティブ 買建	10,000	10,000	117	117
	合計	—	—	117	117

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ 受取固定・支払変動	貸出金、預金、社債	180,000	180,000	△395
	受取変動・支払固定		335,000	235,000	△6,503
	合計	—	—	—	△6,898

(注) 1 「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジを適用しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

- 1 スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
営業経費 94百万円
- 2 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	みずほ信託銀行株式会社 第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 18名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,744,000株
付与日	平成21年7月10日
権利確定条件	当社の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できる。
対象勤務期間	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
権利行使期間	自 平成21年7月11日 至 平成41年7月10日
権利行使価格	1株につき1円
付与日における公正な評価単価	1株につき110円00銭

(注) 株式数に換算して記載しております。

II 当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

- 1 スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
営業経費 88百万円
- 2 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	みずほ信託銀行株式会社 第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 19名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,586,000株
付与日	平成22年7月8日
権利確定条件	当社の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できる。
対象勤務期間	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
権利行使期間	自 平成22年7月9日 至 平成42年7月8日
権利行使価格	1株につき1円
付与日における公正な評価単価	1株につき70円03銭

(注) 株式数に換算して記載しております。

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
 営業経費 191百万円

2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	みずほ信託銀行株式会社 第1回新株予約権	みずほ信託銀行株式会社 第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 20名	当社取締役 7名 当社執行役員 18名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,695,000株	普通株式 1,744,000株
付与日	平成21年2月16日	平成21年7月10日
権利確定条件	当社の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できる。	同左
対象勤務期間	自 平成20年7月1日 至 平成21年3月31日	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
権利行使期間	自 平成21年2月17日 至 平成41年2月16日	自 平成21年7月11日 至 平成41年7月10日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	みずほ信託銀行株式会社 第1回新株予約権	みずほ信託銀行株式会社 第2回新株予約権
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	1,695,000	—
付与	—	1,744,000
失効	—	—
権利確定	615,000	—
未確定残	1,080,000	1,744,000
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	615,000	—
権利行使	615,000	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) ストック・オプションの数は株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	みずほ信託銀行株式会社 第1回新株予約権	みずほ信託銀行株式会社 第2回新株予約権
権利行使価格	1株につき1円	1株につき1円
行使時平均株価	105円93銭	—
付与日における公正な評価単価	1株につき91円49銭	1株につき110円00銭

3 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたみずほ信託銀行株式会社第2回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ・モデル
- (2) 主な基礎数値及び見積方法

	みずほ信託銀行株式会社 第2回新株予約権
株価変動性 (注) 1	49.137%
予想残存期間 (注) 2	1.84年
予想配当 (注) 3	1株につき0円00銭
無リスク利子率 (注) 4	0.228%

(注) 1 割当日前営業日(平成21年7月9日)から予想残存期間(1.84年)に相当する過去96週分の当社株価より算定したヒストリカル・ボラティリティを採用しております。

2 当社従業員の平均的な就任期間に基づき見積もっております。

3 割当日前営業日(平成21年7月9日)において平成22年3月期の普通株配当予想額が未定であるため、平成21年3月期の普通株配当実績によっております。

4 予想残存期間に対応する日本国債利回りを採用しております。

4 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方式を採用しております。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	信託銀行業 (百万円)	金融関連業 その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	102,328	5,597	107,926	—	107,926
(2) セグメント間の内部 経常収益	86	1,031	1,118	(1,118)	—
計	102,414	6,629	109,044	(1,118)	107,926
経常費用	94,861	7,028	101,890	(663)	101,226
経常利益(△は経常損失)	7,553	△398	7,154	(454)	6,700

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益(△は経常損失)を記載しております。

2 各事業の主な内容

(1) 信託銀行業・・・・・・・・信託銀行業

(2) 金融関連業・その他・・・・信用保証業、貸金業、その他

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	信託銀行業 (百万円)	金融関連業 その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	202,115	11,271	213,386	—	213,386
(2) セグメント間の内部 経常収益	145	1,813	1,958	(1,958)	—
計	202,261	13,084	215,345	(1,958)	213,386
経常費用	179,202	14,048	193,250	(861)	192,389
経常利益(△は経常損失)	23,058	△964	22,094	(1,097)	20,996

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益(△は経常損失)を記載しております。

2 各事業の主な内容

(1) 信託銀行業・・・・・・・・信託銀行業

(2) 金融関連業・その他・・・・信用保証業、貸金業、その他

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	日本 (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	105,415	2,510	107,926	—	107,926
(2) セグメント間の内部 経常収益	6	92	99	(99)	—
計	105,421	2,603	108,025	(99)	107,926
経常費用	98,415	2,909	101,325	(99)	101,226
経常利益(△は経常損失)	7,006	△305	6,700	—	6,700

(注) 当社の本支店及び連結子会社について、地理的近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益(△は経常損失)を記載しております。なお、日本以外の国又は地域(米州、欧州)における経常収益等は、いずれも全セグメントに占める割合が僅少であるため、その他の地域に一括記載しております。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	日本 (百万円)	その他 の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	208,802	4,583	213,386	—	213,386
(2) セグメント間の内部 経常収益	12	182	194	(194)	—
計	208,815	4,765	213,581	(194)	213,386
経常費用	187,259	5,325	192,584	(194)	192,389
経常利益(△は経常損失)	21,556	△559	20,996	0	20,996

(注) 当社の本支店及び連結子会社について、地理的近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益(△は経常損失)を記載しております。なお、日本以外の国又は地域(米州、欧州)における経常収益等は、いずれも全セグメントに占める割合が僅少であるため、その他の地域に一括記載しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	金額(百万円)
I 国際業務経常収益	9,149
II 連結経常収益	107,926
III 国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	8.4

(注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、国際業務経常収益を記載しております。

2 国際業務経常収益は、国内での外貨建諸取引、円建対非居住者諸取引、特別国際金融取引勘定における諸取引等並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)であります。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	金額(百万円)
I 国際業務経常収益	18,376
II 連結経常収益	213,386
III 国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	8.6

(注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、国際業務経常収益を記載しております。

2 国際業務経常収益は、国内での外貨建諸取引、円建対非居住者諸取引、特別国際金融取引勘定における諸取引等並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)であります。

【セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 報告セグメントの概要

当社グループは、商品・サービスの性質、顧客属性、グループの組織体制に基づき事業セグメントを分類しており、事業セグメントを基礎として報告セグメントを定めております。

以下に示す報告セグメント情報は、当社グループの各事業セグメントの業績を評価するために経営者が使用している内部管理報告を基礎としております。

経営者は、業績を評価するために、主に「業務粗利益(信託勘定償却前)」・「業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前)」を用いております。

当社グループは、当社の「個人部門」、「法人部門」及び「市場部門・その他」を報告セグメントとしており、その概要は以下のとおりであります。

○個人部門

個人の顧客に対する資産全体の運用・管理に関するコンサルティング、遺言書の管理・執行、各種ローン商品、預金・投資信託のほか、信託機能を活用した資産運用商品等のサービスであります。

○法人部門

法人の顧客に対する不動産の媒介、不動産の鑑定・流動化等の不動産業務、確定給付年金、確定拠出年金等年金信託の受託や資産運用、各種コンサルティング、数理・管理等の年金・資産運用業務、株主名簿の管理・配当金計算等を行う証券代行に加え、株式実務等に関するアドバイザーをご提供する株式戦略業務、金銭債権を中心とした資産流動化のほか、信託スキームを活用した新商品等をご提供するストラクチャードプロダクツ業務、投資信託の受託等の資産管理業務、その他、預金・融資等のサービスであります。

○市場部門・その他

債券取引等の自己売買、資産・負債に係わるリスクコントロール(ALM)及びノンリコースローン等の融資業務であります。なお、本セグメントには、本部等を含んでおります。

2 報告セグメントごとの業務粗利益(信託勘定償却前)、業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前)及び資産の金額の算定方法

以下の報告セグメントの情報は内部管理報告を基礎としております。

業務粗利益(信託勘定償却前)は、信託勘定与信関係費用控除前の信託報酬、資金利益、役務取引等利益、特定取引利益及びその他業務利益の合計額であります。

業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前)は、業務粗利益(信託勘定償却前)から経費(除く臨時処理分)及びその他(持分法による投資損益等の調整)を控除等したものであります。

経営者が各セグメントの資産情報を資源配分や業績評価のために使用することはないことから、セグメント別資産情報は作成しておりません。

セグメント間の取引に係る業務粗利益(信託勘定償却前)は、市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの業務粗利益(信託勘定償却前)及び業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前)の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント(当社)				その他 (注3)	合計
	個人部門	法人部門	市場部門 その他	計		
業務粗利益(信託勘定償却前)	11,250	41,033	14,254	66,538	9,220	75,759
経費(除く臨時処理分)	—	—	—	44,465	7,315	51,781
その他	—	—	—	—	△1,880	△1,880
業務純益(信託勘定償却前、 一般貸倒引当金繰入前)	—	—	—	22,073	23	22,097

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、業務粗利益(信託勘定償却前)を記載しております。

2 報告セグメント(当社)に係る業務粗利益(信託勘定償却前)には、各部門合計で資金利益20,284百万円を含んでおります。

3 「その他」の区分は、報告セグメント(当社)に含まれない事業セグメントであり、連結子会社が営む不動産仲介業、カスタディ業務等を含んでおります。なお、「その他」には、親子会社間の内部取引消去等の調整を含めております。

4 報告セグメント合計額と中間連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

上記の内部管理報告に基づく報告セグメントの業務粗利益(信託勘定償却前)及び業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前)の合計額と中間連結損益計算書に計上されている経常利益及び税金等調整前中間純利益は異なっており、当中間連結会計期間における差異調整は以下のとおりです。

(1) 報告セグメントの業務粗利益(信託勘定償却前)の合計額と中間連結損益計算書の経常利益計上額
(単位：百万円)

業務粗利益(信託勘定償却前)	金額
報告セグメント(当社)計	66,538
「その他」の区分の業務粗利益(信託勘定償却前)	9,220
信託勘定与信関係費用	—
その他経常収益	8,331
営業経費	△56,112
その他経常費用	△12,022
中間連結損益計算書の経常利益	15,955

(2) 報告セグメントの業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前)の合計額と中間連結損益計算書の税金等調整前中間純利益計上額
(単位：百万円)

業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前)	金額
報告セグメント(当社)計	22,073
「その他」の区分の業務純益 (信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前)	23
信託勘定与信関係費用	—
経費(臨時処理分)	△4,331
不良債権処理額	△1,549
株式関係損益	△904
特別損益	402
その他	644
中間連結損益計算書の税金等調整前中間純利益	16,358

(追加情報)

当中間連結会計期間から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

【関連情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、国内業務に係る外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

2 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

固定資産の減損損失については、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	円	20.54	24.40	22.63
1株当たり中間(当期) 純利益金額	円	1.00	2.41	2.96
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額	円	0.63	1.53	1.88

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	302,527	322,411	313,273
純資産の部の合計額から 控除する金額	百万円	199,322	199,759	199,541
（うち優先株式払込金額）	百万円	(197,858)	(197,858)	(197,858)
（うち新株予約権）	百万円	(290)	(385)	(290)
（うち少数株主持分）	百万円	(1,173)	(1,515)	(1,392)
普通株式に係る(中間) 期末の純資産額	百万円	103,204	122,651	113,732
1株当たり純資産額の算定 に用いられた(中間)期末の 普通株式の数	千株	5,024,530	5,025,340	5,024,514

2 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり中間(当期) 純利益金額				
中間(当期)純利益	百万円	5,039	12,119	14,881
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る中間(当期) 純利益	百万円	5,039	12,119	14,881
普通株式の(中間)期中平均 株式数	千株	5,024,361	5,025,078	5,024,442
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益調整額	百万円	—	—	—
普通株式増加数	千株	2,890,000	2,891,401	2,890,392
（うち第一回第一種優先 株式）	千株	(949,563)	(949,563)	(949,563)
（うち第二回第三種優先 株式）	千株	(1,938,400)	(1,938,400)	(1,938,400)
（うち新株予約権）	千株	(2,037)	(3,438)	(2,429)
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり中 間(当期)純利益金額の算定に 含めなかった潜在株式の概要		—	—	—

2 【その他】

(第2四半期連結会計期間に係る損益計算書)

当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
経常収益	61,360	52,277
信託報酬	13,551	13,378
資金運用収益	20,120	14,271
(うち貸出金利息)	13,885	11,849
(うち有価証券利息配当金)	5,033	1,603
役務取引等収益	15,278	15,691
特定取引収益	1,286	542
その他業務収益	2,206	4,970
その他経常収益	※1 8,917	※1 3,423
経常費用	49,407	44,827
資金調達費用	7,340	5,259
(うち預金利息)	3,113	1,879
役務取引等費用	3,939	3,762
特定取引費用	—	45
その他業務費用	909	467
営業経費	29,163	27,437
その他経常費用	※2 8,054	※2 7,855
経常利益	11,953	7,450
特別利益	※3 399	※3 162
特別損失	※4 625	※4 46
税金等調整前四半期純利益	11,727	7,566
法人税、住民税及び事業税	60	201
法人税等調整額	2,501	2,310
法人税等合計	2,561	2,511
少数株主損益調整前四半期純利益	9,166	5,055
少数株主利益	53	243
四半期純利益	9,113	4,811

前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)												
<p>※1 「その他経常収益」には、退職給付信託設定益6,731百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額4,624百万円、貸出金償却377百万円及び株式等償却571百万円を含んでおります。</p> <p>※3 「特別利益」には、償却債権取立益398百万円を含んでおります。</p> <p>※4 「特別損失」には、以下の資産についての減損損失556百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 「その他経常収益」には、株式等売却益278百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額225百万円、貸出金償却483百万円及び株式等償却3,406百万円を含んでおります。</p> <p>※3 「特別利益」には、償却債権取立益153百万円を含んでおります。</p> <p>※4 「特別損失」には、固定資産処分損43百万円を含んでおります。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>首都圏</td> <td>営業用店舗(9店舗)</td> <td>土地、建物、什器</td> <td>488百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>営業用店舗(3店舗)</td> <td>建物、什器</td> <td>68百万円</td> </tr> </tbody> </table>	地域	主な用途	種類	減損損失	首都圏	営業用店舗(9店舗)	土地、建物、什器	488百万円	その他	営業用店舗(3店舗)	建物、什器	68百万円	
地域	主な用途	種類	減損損失										
首都圏	営業用店舗(9店舗)	土地、建物、什器	488百万円										
その他	営業用店舗(3店舗)	建物、什器	68百万円										
<p>上記の営業用店舗については、店舗毎に資産をグルーピングし、当第2四半期連結会計期間末における回収可能価額が帳簿価額に満たない部分を減損損失としております。なお、これらについては、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから減損損失を認識しております。また、当第2四半期連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は、鑑定評価額等に基づき算定しております。</p>													

3 【中間財務諸表】
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部			
現金預け金	311,087	336,433	315,410
コールローン	—	18,352	—
買入金銭債権	243,209	158,528	200,059
特定取引資産	54,804	79,835	57,626
有価証券	※1, ※2, ※8 1,763,587	※1, ※2, ※8 1,887,677	※1, ※2, ※8 1,542,759
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9 3,616,756	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9 3,338,203	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9 3,457,921
外国為替	907	1,055	2,095
その他資産	※8 174,496	※8 166,542	※8 170,649
有形固定資産	※10 30,247	※10 29,144	※10 29,558
無形固定資産	20,666	21,487	20,102
繰延税金資産	35,529	19,176	27,618
支払承諾見返	36,848	40,829	41,013
貸倒引当金	△27,148	△21,902	△22,891
資産の部合計	6,260,993	6,075,364	5,841,921
負債の部			
預金	※8 2,576,999	※8 2,323,980	※8 2,508,676
譲渡性預金	854,160	755,610	817,200
コールマネー	※8 532,463	※8 581,227	※8 521,427
債券貸借取引受入担保金	※8 344,113	※8 367,737	※8 239,315
特定取引負債	62,108	80,832	63,028
借入金	※8, ※11 454,500	※8, ※11 546,000	※8, ※11 301,900
外国為替	4	3	3
社債	※12 128,000	※12 118,700	※12 126,700
信託勘定借	887,708	894,625	862,362
その他負債	67,445	27,609	31,541
未払法人税等	395	410	466
リース債務	362	122	214
その他の負債	66,688	27,077	30,861
賞与引当金	1,997	1,978	1,972
偶発損失引当金	12,684	13,086	13,121
睡眠預金払戻損失引当金	1,035	1,207	1,200
支払承諾	36,848	40,829	41,013
負債の部合計	5,960,068	5,753,429	5,529,462

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部			
資本金	247,260	247,303	247,260
資本剰余金	15,395	15,439	15,395
資本準備金	15,395	15,439	15,395
利益剰余金	13,726	36,508	24,211
利益準備金	8,061	8,061	8,061
その他利益剰余金	5,665	28,447	16,150
繰越利益剰余金	5,665	28,447	16,150
自己株式	△136	△138	△137
株主資本合計	276,247	299,112	286,730
その他有価証券評価差額金	30,273	26,484	31,225
繰延ヘッジ損益	△5,886	△4,048	△5,787
評価・換算差額等合計	24,386	22,435	25,437
新株予約権	290	385	290
純資産の部合計	300,924	321,934	312,459
負債及び純資産の部合計	6,260,993	6,075,364	5,841,921

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前事業年度 要約損益計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
経常収益	95,808	89,858	186,988
信託報酬	23,797	23,806	48,514
資金運用収益	38,583	31,030	73,364
(うち貸出金利息)	28,148	24,246	54,217
(うち有価証券利息配当金)	8,264	5,334	15,225
役務取引等収益	19,375	21,005	41,778
特定取引収益	1,930	1,612	4,192
その他業務収益	4,024	8,366	9,152
その他経常収益	※2 8,096	※2 4,036	※2 9,985
経常費用	87,914	74,331	163,848
資金調達費用	15,378	10,746	28,472
(うち預金利息)	6,671	3,990	11,695
役務取引等費用	7,400	7,641	14,570
特定取引費用	0	175	—
その他業務費用	1,153	720	1,932
営業経費	※1 50,974	※1 48,701	100,204
その他経常費用	※3 13,006	※3 6,347	※3 18,668
経常利益	7,894	15,526	23,139
特別利益	※4 730	※4 596	※4 2,592
特別損失	※5 669	※5 146	※5 1,604
税引前中間純利益	7,954	15,976	24,126
法人税、住民税及び事業税	6	4	4
法人税等調整額	1,647	3,675	7,336
法人税等合計	1,653	3,679	7,341
中間純利益	6,300	12,297	16,785

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前事業年度 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	247,231	247,260	247,231
当中間期変動額			
新株の発行	28	43	28
当中間期変動額合計	28	43	28
当中間期末残高	247,260	247,303	247,260
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	15,367	15,395	15,367
当中間期変動額			
新株の発行	28	43	28
当中間期変動額合計	28	43	28
当中間期末残高	15,395	15,439	15,395
資本剰余金合計			
前期末残高	15,367	15,395	15,367
当中間期変動額			
新株の発行	28	43	28
当中間期変動額合計	28	43	28
当中間期末残高	15,395	15,439	15,395
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	8,061	8,061	8,061
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	8,061	8,061	8,061
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高	△634	16,150	△634
当中間期変動額			
中間純利益	6,300	12,297	16,785
自己株式の処分	△0	△0	△0
当中間期変動額合計	6,300	12,296	16,785
当中間期末残高	5,665	28,447	16,150
利益剰余金合計			
前期末残高	7,426	24,211	7,426
当中間期変動額			
中間純利益	6,300	12,297	16,785
自己株式の処分	△0	△0	△0
当中間期変動額合計	6,300	12,296	16,785
当中間期末残高	13,726	36,508	24,211

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前事業年度 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
自己株式			
前期末残高	△134	△137	△134
当中間期変動額			
自己株式の取得	△1	△1	△3
自己株式の処分	0	0	0
当中間期変動額合計	△1	△1	△2
当中間期末残高	△136	△138	△137
株主資本合計			
前期末残高	269,891	286,730	269,891
当中間期変動額			
新株の発行	56	86	56
中間純利益	6,300	12,297	16,785
自己株式の取得	△1	△1	△3
自己株式の処分	0	0	0
当中間期変動額合計	6,356	12,382	16,839
当中間期末残高	276,247	299,112	286,730
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△14,373	31,225	△14,373
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	44,646	△4,741	45,598
当中間期変動額合計	44,646	△4,741	45,598
当中間期末残高	30,273	26,484	31,225
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△4,583	△5,787	△4,583
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1,303	1,738	△1,204
当中間期変動額合計	△1,303	1,738	△1,204
当中間期末残高	△5,886	△4,048	△5,787
評価・換算差額等合計			
前期末残高	△18,956	25,437	△18,956
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	43,343	△3,002	44,394
当中間期変動額合計	43,343	△3,002	44,394
当中間期末残高	24,386	22,435	25,437
新株予約権			
前期末残高	155	290	155
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	135	95	135
当中間期変動額合計	135	95	135
当中間期末残高	290	385	290

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前事業年度 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
純資産合計			
前期末残高	251,089	312,459	251,089
当中間期変動額			
新株の発行	56	86	56
中間純利益	6,300	12,297	16,785
自己株式の取得	△1	△1	△3
自己株式の処分	0	0	0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	43,478	△2,907	44,529
当中間期変動額合計	49,834	9,475	61,369
当中間期末残高	300,924	321,934	312,459

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	同左	<p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については、前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
2 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち国内株式については中間会計期間末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。	有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち国内株式については中間会計期間末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。	有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち国内株式については事業年度末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産の減価償却は、建物については定額法(ただし、建物附属設備については定率法)、その他については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：3年～50年 その他：2年～20年	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産の減価償却は、建物については定額法(ただし、建物附属設備については定率法)、その他については定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：3年～50年 その他：2年～20年
	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左
	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法を採用しております。	(3) リース資産 同左	(3) リース資産 同左

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は25,313百万円であります。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は21,731百万円であります。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は24,046百万円であります。</p>
	<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金 同左</p>	<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(10年～14年)による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理しております。	(3) 退職給付引当金 同左	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(10年～14年)による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理しております。
	(4) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信託取引に関して将来発生する可能性のある損失を個別に合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(4) 偶発損失引当金 同左	(4) 偶発損失引当金 同左
	(5) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(5) 睡眠預金払戻損失引当金 同左	(5) 睡眠預金払戻損失引当金 同左
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
7 ヘッジ会計の方法	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。</p> <p>小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)を適用しております。</p> <p>ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(i)相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(ii)キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。</p> <p>小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)を適用しております。</p> <p>ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(i)相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(ii)キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。</p> <p>小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)を適用しております。</p> <p>ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(i)相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(ii)キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間にわたっ</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は9,387百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は9,113百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は3,955百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は3,684百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。</p>	<p>て、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は6,678百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は6,406百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(ハ)内部取引等 デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。	(ハ)内部取引等 同左	(ハ)内部取引等 同左
8 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	同左	消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(企業結合に関する会計基準等の適用)</p> <p>「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)が平成21年4月1日以後開始する事業年度から早期適用することができることになったことに伴い、当中間会計期間からこれらの会計基準等を適用しております。</p>	<p>—————</p> <p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>前事業年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、買入金銭債権は684百万円増加、有価証券は219百万円増加、繰延税金資産は366百万円減少、貸倒引当金は40百万円減少、その他有価証券評価差額金は536百万円増加し、税引前中間純利益は4百万円減少しております。</p> <p>(資産除去債務に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間から、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。なお、これにより税引前中間純利益が107百万円減少しております。</p>	<p>(企業結合に関する会計基準等の適用)</p> <p>「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)が平成21年4月1日以後開始する事業年度から早期適用することができることになったことに伴い、当事業年度からこれらの会計基準等を適用しております。</p> <p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、買入金銭債権は633百万円増加、有価証券は549百万円減少、繰延税金資産は34百万円減少、貸倒引当金は45百万円減少、その他有価証券評価差額金は49百万円増加し、経常利益および税引前当期純利益は、それぞれ45百万円増加しております。</p>

【追加情報】

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)</p> <p>有価証券のうち、実際の売買事例が極めて少ない変動利付国債については、従来、市場価格をもって貸借対照表価額としておりましたが、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当中間会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表価額としております。</p> <p>これにより、市場価格をもって中間貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が18,856百万円増加、「繰延税金資産」が7,655百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が11,200百万円増加しております。</p> <p>合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法等であります。価格決定変数は、10年国債利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等であります。</p>	<p>—————</p>	<p>—————</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>※1 関係会社の株式総額 14,599百万円</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に25,314百万円含まれております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は10,079百万円、延滞債権額は33,929百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※1 関係会社の株式総額 14,599百万円</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に25,537百万円含まれております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は3,639百万円、延滞債権額は34,240百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※1 関係会社の株式総額 14,599百万円</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に25,419百万円含まれております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は3,675百万円、延滞債権額は27,912百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は638百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は19,015百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は63,663百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、784百万円であります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は673百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は15,636百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は54,190百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、646百万円であります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,060百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は12,936百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は45,585百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、953百万円であります。</p>

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 1,145,398百万円</p> <p>貸出金 526,961百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 2,322百万円</p> <p>コールマネー 135,000百万円</p> <p>債券貸借取引 344,113百万円</p> <p>受入担保金</p> <p>借入金 434,500百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として有価証券125,816百万円を差し入れております。</p> <p>子会社及び関連会社の借入金等の担保として提供している資産はありません。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は2,505百万円、保証金は7,651百万円であります。</p> <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、975,865百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが819,479百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当</p>	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 1,339,673百万円</p> <p>貸出金 435,586百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 2,174百万円</p> <p>コールマネー 130,000百万円</p> <p>債券貸借取引 367,737百万円</p> <p>受入担保金</p> <p>借入金 526,000百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として有価証券130,038百万円を差し入れております。</p> <p>子会社及び関連会社の借入金等の担保として提供している資産はありません。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は2,525百万円、保証金は7,424百万円であります。</p> <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,033,477百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが895,893百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びそ</p>	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 916,723百万円</p> <p>貸出金 444,475百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 1,741百万円</p> <p>コールマネー 134,000百万円</p> <p>債券貸借取引 239,315百万円</p> <p>受入担保金</p> <p>借入金 281,900百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として有価証券131,526百万円を差し入れております。なお、子会社及び関連会社の借入金等の担保として提供している資産はありません。また、その他の資産のうち保証金は7,538百万円あります。</p> <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、915,103百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが778,430百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、</p>

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 26,485百万円</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,000百万円が含まれております。</p> <p>※12 社債は全額劣後特約付社債であります。</p> <p>13 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託921,497百万円、貸付信託37,199百万円であります。</p>	<p>その他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 25,815百万円</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,000百万円が含まれております。</p> <p>※12 社債は全額劣後特約付社債であります。</p> <p>13 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託887,832百万円、貸付信託14,967百万円であります。</p>	<p>当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 25,616百万円</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,000百万円が含まれております。</p> <p>※12 社債は全額劣後特約付社債であります。</p> <p>13 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託905,321百万円、貸付信託26,251百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																								
<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 651百万円 無形固定資産 3,208百万円</p> <p>※2 「その他経常収益」には、退職給付信託設定益6,731百万円を含んでおります。</p> <p>※3 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額5,472百万円、貸出金償却2,240百万円、株式等償却626百万円及び信用リスク減殺取引に係る費用3,687百万円を含んでおります。</p> <p>※4 「特別利益」には、償却債権取立益704百万円を含んでおります。</p> <p>※5 「特別損失」には、以下の資産についての減損損失556百万円を含んでおります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>首都圏</td> <td>営業用店舗(9店舗)</td> <td>土地、建物、什器</td> <td>488百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>営業用店舗(3店舗)</td> <td>建物、什器</td> <td>68百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の営業用店舗については、店舗毎に資産をグルーピングし、当中間会計期間末における回収可能価額が帳簿価額に満たない部分を減損損失としております。なお、これらについては、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから減損損失を認識しております。また、当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は、鑑定評価額等に基づき算定しております。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失	首都圏	営業用店舗(9店舗)	土地、建物、什器	488百万円	その他	営業用店舗(3店舗)	建物、什器	68百万円	<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 608百万円 無形固定資産 3,834百万円</p> <p>※2 「その他経常収益」には、株式等売却益3,371百万円を含んでおります。</p> <p>※3 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額3百万円、貸出金償却1,408百万円及び株式等償却3,837百万円を含んでおります。</p> <p>※4 「特別利益」には、償却債権取立益560百万円を含んでおります。</p> <p>※5 「特別損失」には、固定資産処分損43百万円及び資産除去債務に関する会計基準を適用したことに伴う前事業年度末までの税引前当期純利益に係る累積的影響額100百万円を含んでおります。</p>	<p>—————</p> <p>※2 「その他経常収益」には、退職給付信託設定益6,731百万円を含んでおります。</p> <p>※3 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額1,844百万円、貸出金償却6,657百万円、株式等償却1,631百万円及び信用リスク減殺取引に係る費用5,232百万円を含んでおります。</p> <p>※4 「特別利益」には、償却債権取立益2,585百万円を含んでおります。</p> <p>※5 「特別損失」には、固定資産処分損1,048百万円及び以下の資産についての減損損失556百万円を計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>首都圏</td> <td>営業用店舗(9店舗)</td> <td>土地、建物、什器</td> <td>488百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>営業用店舗(3店舗)</td> <td>建物、什器</td> <td>68百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の営業用店舗については、店舗毎に資産をグルーピングし、回収可能価額が帳簿価額に満たない部分を減損損失としております。なお、これらについては、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから減損損失を認識しております。また、当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は、鑑定評価額等に基づき算定しております。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失	首都圏	営業用店舗(9店舗)	土地、建物、什器	488百万円	その他	営業用店舗(3店舗)	建物、什器	68百万円
地域	主な用途	種類	減損損失																							
首都圏	営業用店舗(9店舗)	土地、建物、什器	488百万円																							
その他	営業用店舗(3店舗)	建物、什器	68百万円																							
地域	主な用途	種類	減損損失																							
首都圏	営業用店舗(9店舗)	土地、建物、什器	488百万円																							
その他	営業用店舗(3店舗)	建物、什器	68百万円																							

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間 末株式数(千株)	摘要
普通株式	825	18	3	840	(注)
合計	825	18	3	840	

(注) 普通株式の増加は単元未満株式の買取(18千株)によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求に応じたこと(3千株)によるものであります。

II 当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間 末株式数(千株)	摘要
普通株式	856	20	0	875	(注)
合計	856	20	0	875	

(注) 普通株式の増加は単元未満株式の買取(20千株)によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求に応じたこと(0千株)によるものであります。

III 前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)	摘要
普通株式	825	36	5	856	(注)
合計	825	36	5	856	

(注) 普通株式の増加は単元未満株式の買取(36千株)によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求に応じたこと(5千株)によるものであります。

(リース取引関係)

<p>前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>1 ファイナンス・リース取引 (借主側) (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 (ア)有形固定資産 主として、什器・備品であります。 (イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。 ② リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 (2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 該当ありません。</p>	<p>1 ファイナンス・リース取引 (借主側) (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 (ア)有形固定資産 同左 (イ)無形固定資産 同左 ② リース資産の減価償却の方法 同左 (2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 該当ありません。</p>	<p>1 ファイナンス・リース取引 (借主側) (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 (ア)有形固定資産 同左 (イ)無形固定資産 同左 ② リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 (2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 該当ありません。</p>
<p>2 オペレーティング・リース取引 (借主側) ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 1,370百万円 1年超 一百万円 合計 1,370百万円</p>	<p>2 オペレーティング・リース取引 (借主側) ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 2,647百万円 1年超 1,323百万円 合計 3,971百万円</p>	<p>2 オペレーティング・リース取引 (借主側) ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 記載すべき重要なものはありません。</p>

(有価証券関係)

I 前中間会計期間末(平成21年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
該当ありません。

II 当中間会計期間末(平成22年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式は、全て市場価格が無く、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。中間貸借対照表計上額は、子会社株式11,849百万円、関連会社株式2,750百万円であります。

III 前事業年度末(平成22年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式は、全て市場価格が無く、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。貸借対照表計上額は、子会社株式11,849百万円、関連会社株式2,750百万円であります。

4 【その他】

① 中間配当

第141期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)中間配当については、平成22年11月12日開催の取締役会において、これを行わない旨を決議いたしました。

② 信託財産残高表

資産						
科目	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)		当中間会計期間末 (平成22年9月30日)		前事業年度末 (平成22年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	2,224,710	4.35	1,893,726	3.70	2,086,594	3.99
有価証券	934,658	1.83	750,633	1.46	885,081	1.69
信託受益権	33,870,305	66.20	35,408,079	69.11	34,118,649	65.24
受託有価証券	766,991	1.50	709,496	1.38	785,056	1.50
金銭債権	6,117,045	11.95	5,767,635	11.26	6,143,010	11.75
有形固定資産	5,492,766	10.73	4,978,664	9.72	5,335,718	10.20
無形固定資産	146,053	0.29	87,622	0.17	146,085	0.28
その他債権	86,358	0.17	91,570	0.18	1,237,945	2.37
銀行勘定貸	887,708	1.73	894,625	1.74	862,362	1.65
現金預け金	639,767	1.25	653,820	1.28	692,912	1.33
合計	51,166,367	100.00	51,235,874	100.00	52,293,417	100.00

負債						
科目	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)		当中間会計期間末 (平成22年9月30日)		前事業年度末 (平成22年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	11,880,482	23.22	12,928,551	25.23	13,313,820	25.46
年金信託	3,620,255	7.07	4,267,272	8.33	4,093,418	7.83
財産形成給付信託	3,973	0.01	4,273	0.01	4,322	0.01
貸付信託	37,747	0.07	15,231	0.03	26,661	0.05
投資信託	12,679,143	24.78	12,094,137	23.60	11,955,684	22.86
金銭信託以外の金銭の信託	2,316,330	4.53	2,036,947	3.98	2,176,530	4.16
有価証券の信託	4,825,972	9.43	5,053,377	9.86	4,972,436	9.51
金銭債権の信託	5,810,446	11.36	5,392,698	10.53	5,817,209	11.12
動産の信託	19	0.00	—	—	—	—
土地及びその定着物の信託	225,667	0.44	212,452	0.41	220,696	0.42
包括信託	9,762,508	19.08	9,226,822	18.01	9,708,666	18.57
その他の信託	3,821	0.01	4,109	0.01	3,973	0.01
合計	51,166,367	100.00	51,235,874	100.00	52,293,417	100.00

(注) 1 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2 共同信託他社管理財産 前中間会計期間末2,002,044百万円、当中間会計期間末1,690,967百万円、前事業年度末1,888,670百万円。なお、共同信託他社管理財産には、職務分担型共同受託方式による信託財産の該当はありません。

3 信託受益権 前中間会計期間末33,870,305百万円には、資産管理を目的として再信託を行っている金額32,809,803百万円が含まれております。

4 信託受益権 当中間会計期間末35,408,079百万円には、資産管理を目的として再信託を行っている金額34,425,423百万円が含まれております。

5 信託受益権 前事業年度末34,118,649百万円には、資産管理を目的として再信託を行っている金額33,093,719百万円が含まれております。

6 元本補てん契約のある信託の貸出金 前中間会計期間末31,051百万円のうち、延滞債権額は3,122百万円です。

7 元本補てん契約のある信託の貸出金 当中間会計期間末27,701百万円のうち、延滞債権額は3,104百万円です。

8 元本補てん契約のある信託の貸出金 前事業年度末29,138百万円のうち、延滞債権額は3,113百万円です。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月26日

みずほ信託銀行株式会社

取締役社長 野 中 隆 史 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 原 和 信 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 井 義 博 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久 保 暢 子 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているみずほ信託銀行株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、みずほ信託銀行株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月25日

みずほ信託銀行株式会社

取締役社長 野 中 隆 史 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 原 和 信 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 井 義 博 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久 保 暢 子 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているみずほ信託銀行株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、みずほ信託銀行株式会社及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月26日

みずほ信託銀行株式会社

取締役社長 野 中 隆 史 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 原 和 信 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 井 義 博 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久 保 暢 子 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているみずほ信託銀行株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第140期事業年度の中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、みずほ信託銀行株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月25日

みずほ信託銀行株式会社

取締役社長 野 中 隆 史 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 原 和 信 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 井 義 博 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久 保 暢 子 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているみずほ信託銀行株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第141期事業年度の中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、みずほ信託銀行株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。